

総務政策委員会会議録

招 集

令和2年3月13日（金）午前10時 議場

出席委員（9名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）国 頭 靖
石 橋 佳 枝 今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介
尾 沢 三 夫 中 田 利 幸 西 川 章 三

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊木市長

伊澤副市長

【総務部】辻部長

永瀬防災安全監

[秘書広報課] 土井課長 頼田シティプロモーション推進室長

[総務管財課] 瀬尻課長 祖田財産管理担当課長補佐

伊藤課長補佐兼情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 田中地域安全担当課長補佐

[調 査 課] 塚田課長

[職 員 課] 松田課長 矢野課長補佐兼人事担当課長補佐

[財 政 課] 下関課長 足立課長補佐兼総括主計員 大塚主計員

[契約検査課] 石田課長

【総合政策部】八幡部長

黒見人権政策監兼人権政策課長

[総合政策課] 長谷川課長 松本広域行政推進室長

[都市創造課] 若林課長

[交通政策課] 石上次長兼課長 山根担当課長補佐

[情報政策課] 堀口課長

[地域振興課] 奥田次長兼課長 本干尾担当課長補佐 井上自治振興担当課長補佐

[男女共同参画推進課] 河田課長

[人権政策課] 長谷川同和对策担当課長補佐

【淀江振興本部・淀江支所】高橋本部長兼支所長

[淀江振興課] 橋井次長兼課長 坂本振興担当課長補佐

[地域生活課] 宮松課長

【文化観光局】

[スポーツ振興課] 深田課長

【都市整備部】

[都市整備課] 福住次長兼課長

【教育委員会事務局】

[生涯学習課] 木下課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐 佐藤議事調査担当主任

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員
土光議員 前原議員 又野議員 三嶋議員 矢倉議員 矢田貝議員 渡辺議員
報道関係者 6人 一般 3人

審査事件及び結果

- 議案第 3 号 米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 4 号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 5 号 米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 6 号 市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 7 号 米子市職員のサービスの宣誓に関する条例及び米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 8 号 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第 17 号 第 4 次米子市総合計画の基本構想の策定について [原案可決]
- 議案第 20 号 権利の放棄について [原案可決]
- 議案第 21 号 権利の放棄について [原案可決]
- 議案第 22 号 権利の放棄について [原案可決]

報告案件

- ・ 体育施設及び都市公園指定管理者制度適用方針の検討結果について [総務部]
- ・ 西部総合事務所新棟の P F I 手法による県市共同整備について [総務部]
- ・ 中海・宍道湖・大山圏域市長会第 2 期地方版総合戦略の策定について [総合政策部]
- ・ 米子港周辺地域の利活用について [総合政策部]
- ・ 米子市・淀江町新市まちづくり計画総括について [総合政策部]
- ・ 伯耆古代の丘エリア活性化構想について [総合政策部]
- ・ 地域自治組織と公民館の今後の在り方について [総合政策部]

~~~~~

## 午前 10 時 00 分 開会

○門脇委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

報道機関から撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、11日の本会議で当委員会に付託されました議案 10 件について審査いたしま

す。

初めに、議案第3号、米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 議案第3号、米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案件につきまして説明させていただきます。

令和元年米子市議会6月定例会におきまして、公文書公開において写しを交付する場合、紙文書をスキャンしてPDFファイルにしたものをCD等のメディアで提供することを求める陳情が採択されました。

これを受けまして、公文書の公開及び個人情報の開示に関し、紙文書をPDF化し、CD等に保存して交付する方法を新たに導入するとともに、写しの交付に係る手数料を定めるため、改正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

国頭委員。

**○国頭委員** これは公文書、PDFにして開示するということではありますが、これはもともと発端はPDFにすれば安くなるという陳情であったと思いますが、安くなるということに関しては、今回の条例はちょっと違うように思います。その点について、どう考えておられるのかお聞きしたいのと、それから、平成27年度4月の米子市の情報公開制度の手引というものがあるんですが、この15条、手数料等のところに、解釈・運用としては、公文書の公開に係る手数料、原則として無料としたものであるということが書いてあるんですが、先般の土光議員の議案の質疑に関しては、ここの情報公開制度の手引とちょっと違ったニュアンスで判断しておられるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりについての見解をお聞きしたいと思います。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 陳情によって安くなるということについての御質問ですが、鳥取県の費用徴収法について、安くなるということで検討しましたが、本市におきましては、国の行政機関の情報公開制度における受益者負担の考え方に基づいた開示手数料の算定方法を踏まえ、人件費や記録媒体をもとに手数料を徴収することを、より適正な費用負担ということで検討した結果、改めようとしたものでございます。

**○門脇委員長** 伊藤総務管財課情報公開担当課長補佐。

**○伊藤総務管財課長補佐兼情報公開担当課長補佐** こちらの情報公開の手引のほうにあります手数料は原則無料とするという点につきましてのお尋ねですが、情報公開の原則として、市政に関する情報を市民の皆さんにお知らせするという観点から、閲覧やこのたびの改正により視聴に関しましては、原則手数料はいただかないということでございます。写しの交付に関しましては、従前より、それにかかります時期につきまして、受益者負担の観点から請求者の方に御負担をお願いしていたところです。

このたびの改正につきまして、手数料というふうに費用徴収の方法が変わりましたけれども、写しの交付に関する部分について、受益者負担の考え方をもとに料金を支払ってい

ただくという点につきましては、条例制定当初の考えと変わっておりません。以上でございます。

**○門脇委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** そうすると、考え方としては、来られた方に対しての情報公開としては無料であるが、資料として持って帰られるときは違うという考え方ということでよろしいんですね。

**○門脇委員長** 伊藤総務管財課情報公開担当課長補佐。

**○伊藤総務管財課長補佐兼情報公開担当課長補佐** 今のお尋ねにつきましてですが、写しの交付につきましては、それなりの費用徴収をいただくということになっております。そして、このたびの手数料の算定につきましては、一般の閲覧、例えば一部非公開などがありましたときには、黒塗りといったような形で一部非公開にさせていただきますけれども、その部分に関します手数料、要するに人件費は含まれておりません。実質、スキャナーにかけるときの作業時間に関する人件費しか含めていない状態で計算しておりますものですので、その点は御理解を賜りたいと存じます。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、岡田委員、尾沢委員、中田委員〕

**○門脇委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 議案第4号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。本条例は、市がマイナンバー法に定めるもの以外に個人番号、いわゆるマイナンバー及びマイナンバーを含む特定個人情報の利用、提供できる事務等について定めたものでございます。このたびの改正は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法による事務につきまして、外国人生活保護関係情報を利用することができることとするため、改正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** マイナンバーカードの制度は、所得や資産や税とか社会保障の給付など、個人データを政府が一括して把握するというものです。これは、社会保障の給付の削減などを進めるっていうことの狙いがあるというふうに考えます。本格的にこれを行っていけば、行政機関だけではなくて、一般の金融機関等にも利用を広げることになります。所得や資産にとどまらず、戸籍とか病気、病歴など多くの個人情報本人の同意なしに広がっていくというリスクが高まってきます。これまでに既にこのマイナンバーカードの問題、漏えいしたとか間違いが起こったというのも数々聞こえております。顔写真までついています。このカード、強制ではないはずですが、個人でつくらないということ言えばつくらないでいいわけなんです、それはやっぱり政府もどんどん進めようとしています。米子市もそれに従って特設ブースを設け、どんどん普及を広げようとしています、これは住民にとって本当に利益のあるものではないということで反対をいたします。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、岡田委員、尾沢委員、国頭委員、中田委員、西川委員〕

**○門脇委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

三木防災安全課長。

**○三木防災安全課長** 本案件について御説明いたします。本案件は、災害救助法における国の応急修理制度の見直しに伴い、県の被災者住宅再建支援制度の見直しが行われ、県条例の改正に合わせ、本市の条例を改正しようとするものでございます。修正内容につきましては2点でございます。

まず1点目につきましては、このたびの国の制度の見直しにより、新たに被災住宅の一部損壊、被害割合の10%から20%未満に対しまして、30万円を限度とする支援が充てられることとなりましたことから、原則国の制度を利用し、当該制度で利用できない場合は県の制度で補完する内容に改正するものです。

2点目につきましては、これまで被害割合10%未満の被災住宅に対しまして、1律2

万円の支給であったものを、一部損壊10%未満のうち、5%以上は5万円、5%未満は2万円の支給と見直し改正するものでございます。以上で説明を終わります。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号、米子市被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

**○松田職員課長** そういたしますと、議案第6号、市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、御説明させていただきます。当条例は、地方自治法の一部改正により、地方公共団体は条例で長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責する旨を定めることができることとされたことに伴い、本市におけます市長等の損壊賠償責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるため制定しようとするものでございまして、主な制定内容といたしまして、当該賠償の責任を負う額から、基準給与年額に、市長におきましては6から、職員におきましては1まで4区分を設定し、それぞれの数を乗じて得た額を控除して得た額につきまして、その責任を免れることとするもので、本年4月1日から施行しようとするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** どうして今、この条例の制定が行われようとしているのか、何かこういう事例があったのでしょうか。それで、もう一つは、今まで限度っていうのは定めてなかったんでしょうか。

**○門脇委員長** 矢野職員課長補佐。

**○矢野職員課長補佐兼人事担当課長補佐** 御質問2点おありだったかと思いますが、1点目のなぜ今かというところですが、このたび改正いたします理由の一つといたしまして、地方自治法の一部改正、こちらの施行日が本年の4月1日になるということで、それに合

わせまして今回条例を制定させていただこうとしているものでございます。それからもう一点、今までこのような基準があったのかということでございますが、そちらにつきましては、今まで特段こういった規定はございませんで、新たに定められるものでございます。

○門協委員長 松田職員課長。

○松田職員課長 補足をさせていただきますと、最低責任負担額としての地方自治法施行令の参酌基準の考え方と本市の実情を踏まえまして本条例で定めるべき額の考え方について、特段相違させる、また増額させるべき本市の実情は認められないことから、同令で定める額と同額とさせていただいたところでございます。

○門協委員長 ほかにございませんか。

中田委員。

○中田委員 念のために、この説明にあります損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときということを具体的に例示してほしいんですけど。

○門協委員長 矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐兼人事担当課長補佐 あくまでも一般的な話になってまいります、故意、つまりわざとではないということと、あと善意ですので、当然何も知らなかった、不可抗力的なところ、それから重大な過失ということですので、若干の注意を払えば当然防げたものではないもの、そういったものについては今回の免責額が適用されるものと認識しております。

○門協委員長 中田委員。

○中田委員 その判断というのはどういう場でされるのでしょうか。運用等において。

○門協委員長 矢野職員課長補佐。

○矢野職員課長補佐兼人事担当課長補佐 これはケース・バイ・ケースの対応になってこようかと考えております。

○門協委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 今の関連で、ケース・バイ・ケースということは、ケースがどういうふうになったのかっていうことが公になりにくいところもありますし、ケース・バイ・ケースと今おっしゃっていて、それが運用をずっとされるということであれば、これはよろしくないと思うんですね。きちんとした基準を設けますっていうことを、今設けてない状態でのこの条例ですけれども、運用としての規則をきちんとしてつくり出すっていうことをおっしゃっていただかないと、これ、そうですねって言いにくいものになるんじゃないかなと私は思うんですけど、見解いかがですか。もっと上の人じゃないとだめなんじゃないですか。

○門協委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 今、今城委員さんのおっしゃるとおりだというふうに思います。今、条例案というのは出させていただいておりますけれども、これの具体的な取り扱いにつきましては改めてきちんとしたものをつくりまして、議員の皆様にも御提示したいというふうに考えます。

○門協委員長 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからも少し補足させていただきますが、あってはならないことですが、何かの損害が発生して、それが市が負うという場合で、具体的になかなかどうする場合かというのを例示しづらいんですけども、具体的な想定があると言われるとなかなか頭に浮かびませんが、市が大きな損害をこうむった、その賠償を、具体的に損害に市長、あるいは副市長、あるいは職員、ここに条例掲げさせていただいておりますが、こういった関係者が具体的にかかわったということで、例えば市長、あるいは副市長等にその賠償を請求するという事案が発生いたします。そういった事案が発生した場合は、当然市から市長等に賠償を請求するという行為が発生いたします。その行為が発生する際に、これは先ほど御答弁申し上げたとおり、個別具体的話になりますけど、それに関する原因といえますでしょうか、あるいは責任といえますでしょうか、これとそれからその因果関係といったようなものが個別具体的に特定されますので、その内容に応じて、これはいわゆる一般過失なのか、あるいは重過失なのか、もちろん故意ということは論外だと思いますが、例えば故意、あり得ないとは言いませんが、故意に例えば私が市に大きな損害を与えるようなことを意図してやって、実際にその損害が発生したということが事実として認定され、少なくとも市の当局においてそれが確認されたようなケースについては、市からこれは重過失だと、あるいは故意だということで請求行為を起こすという意思決定を議会等にお諮りして、これは自治法でお諮りしないといけないことになってますので、議会等にお諮りして決めることになります。そして、それに基づいて、その事案について、請求の際にその因果関係、責任関係を明らかにして請求が起きることになりますので、それに基づいてこの条例が発動されると、このようにお考えいただければよろしいかと思います。

したがって、ちょっと今、総務部長が御答弁申し上げましたが、その辺の、今私が申し上げたような関係をわかりやすく整理したものは資料として御提示したいとは思いますが、そういう流れになるということをお理解いただければと思います。以上です。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 要は、そういう説明が欲しかったわけです。なかなか、例えば過去でいうと、大きなプラント物、そういったことにおいて、プラントメーカー側が起こした例えば談合みたいなものだったりとか、そういったことに因果関係を持つ事柄で、市を相手取ってということが民間から訴訟が起きたりする場合がありますよね。それは、裁判のところでいろいろ決着を図るようなことがほとんどだとは思いますが、これがあえてこういう形になるということになれば、先ほど副市長が答弁されたような事前説明が、ぜひ今後はいただきたいということでございます。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号、市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、米子市職員のサービスの宣誓に関する条例及び米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

**○松田職員課長** 議案第7号、米子市職員のサービスの宣誓に関する条例及び米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。当条例は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し、所要の整備を行うとともに、会計年度任用職員に係る公務災害補償の補償基礎額について定めるため、改正しようとするものでございまして、主な改正内容といたしまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者は別段の定めをすることができることとすること、また給料を支給される職員、常勤の会計年度任用職員ではございますが、の補償基礎額は、地方公務員災害補償法で定める平均給与額の算定の方法の例により、実施機関が市長と協議して定める額とすることとするものでございまして、本年4月1日から施行しようとするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号、米子市職員のサービスの宣誓に関する条例及び米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

松田職員課長。

**○松田職員課長** 議案第8号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。当条例は、会計年度任用職員の給料について、一般職の職員に係る行政職給料表に加え、特定業務職給料表を適

用することができることとするため改定しようとするものでございまして、主な制定内容といたしまして、前定例会の12月市議会定例会において議決をいただいた会計年度任用職員の給料について、特定業務職給料表を加えることにより、特定業務職における会計年度任用職員の任用を可能としようとするものでございまして、本年4月1日から施行しようとするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 特定業務職員っていうのは、いろんな困難な状況を抱えている方の雇用に関する当市の新しい、4月から始まる制度ですよ。この特定業務職員っていうのは、期間の定めのない、要するに会計年度任用職員とは基本的には違う考え方だったと思うんですけど、なぜこういうふうに会計年度任用職員の、要するに期限のある職についていることだと思うんですが、そういうことになったのか伺います。

**○門脇委員長** 矢野職員課長補佐。

**○矢野職員課長補佐兼人事担当課長補佐** 特定業務職員制度は、定年まで働ける制度だったんじゃないかという趣旨の御発言だったかと思うんですけども、このたび4月から3名雇用させていただく職員は、これは特定業務職の正職員として雇用させていただきますので、こちらの方々につきましては、定年まで働いていただく制度でございます。ただ、特定業務職というのはあくまでも仕事の内容でございまして、仕事の内容の中には、会計年度任用職員として働かれる方もございますので、そういったの方々につきましても雇用の道を開くというところで設けたものでございます。設けた上で、今のその条例の内容では給与の額を今決められる状況にございませんので、このたびの条例改正をもちまして、そういった方々も採用していけるような環境を整備しようとするものでございます。

**○門脇委員長** 松田職員課長。

**○松田職員課長** 加えまして、御存じのところかもしれませんが、特定業務職員とは、就労についてさまざまな困難や働きづらさを抱えている方の実情などに可能な限り配慮したいということと、その多様な能力の発揮と柔軟な活用を図ることを目指して、新たな職を設置するというところでございます。

先ほども申し上げたとおり、任期の定めのない方々はフルタイムということになるんですけども、この会計年度任用職員というところにもこの職を設定しまして、短時間でも就労していただけるようなところを考えているというところでございます。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号、米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 33 分 休憩**

**午前 11 時 27 分 再開**

**○門脇委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部からの報告案件ですが、当初 1 件の予定でしたが、昨日になりまして 1 件追加されましたので、2 件の報告を受けたいと思います。

初めに、体育施設及び都市公園指定管理者制度適用方針の検討結果について、当局から説明を求めます。

瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** 本件につきましては、昨年 12 月の総務政策委員会において中間報告をさせていただきましたが、その際に委員の皆様からいただいた御意見などを取り入れながら再検討した結果、このたび最終的な方針として決定しましたので御報告させていただきます。

まず、指摘されている問題点は、一体管理する施設が過大であるため新規参入が困難になっていることと、管理継続が困難になった場合のサービス低下が懸念されていることの 2 点でございます。

次に、今後の対応方針について、一体管理区分を分割すること、地元団体等へ業務委託すること、管理継続が困難になった場合の対応方策の提案を求めることの 3 点を掲げておりますが、これらの 3 つの方針の複合的な適用を検討いたしまして、各施設の指定管理者制度適用方針を決定いたしました。

まず、体育施設ですが、湊山庭球場、日野川堰運動広場及び大和公園運動広場を 1 施設ずつ 3 つの管理区分とし、当該 3 施設を除く 28 施設を 1 つの管理区分として、合計 4 つの管理区分とします。

次に、都市公園ですが、資料 3 ページをごらんください。この管理区域図のとおり、米川を境に外浜区域と内浜区域に 2 分割とします。また、一部の緑地の除草等業務を障がい者就労施設やシルバー人材センターなどへ委託します。

次に、全施設共通の方針ですが、管理継続が困難になった場合の対応方策の提案を求め、共同企業体による管理等により業務停止のリスクを回避し、または軽減する方策を評価します。これらの方針に基づき、中小法人等の新規参入の機会の拡大と同時に、管理業務停止のリスクを分散し、市民サービスの安定的な提供を実現しようとするものでございます。

今後の予定につきましては、募集前の 5 月に各施設の所管の委員会におきまして、この方針を反映させ、詳細をまとめた指定管理者制度適用方針について報告させていただく予定となっております。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

今城委員。

**○今城委員** 意見というか質問ですが、まず、指定管理者による管理継続が困難になった

場合の影響範囲を少なくするためということが目的だと思うんですけども、大きい目的としてそこであるということを見ると、施設として体育施設の4分割されたもの、また都市公園の2つ分割されたもののそれぞれに同じ事業者さんが指定管理として入るということを排除するっていう意味になるんでしょうか。それはリスクを軽減するというためには、同じ業者さんがそこに入ることがリスクを軽減するというのに当たらなくなっちゃうんですけど、その辺のことと公平性という部分は、どういう考え方でしょうか。

**○門脇委員長** 瀬尻総務管財課長。

**○瀬尻総務管財課長** リスク制限ということで、重複の制限をかけております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 体育施設、全31施設ありますけども、この湊山庭球場と日野川の運動場、それから大和公園、この3つだけほかの28施設と分けられたっていうのは、どういった考えがあって3つ独立、管理されたかなという考え方についてお聞きしたいなと思いますけども。

**○門脇委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 今のお尋ねについてお答えします。この3施設についてでございますが、12月の中間報告の際にも御報告をさせていただきましたが、業務内容が軽易な数施設を分割して公募するというので、この3施設を選択したものでございます。その内容といたしまして、まず箱物でないということで、管理の内容が整枝であったり、除草、剪定等の作業が主であるということ。それと、利用者団体が比較的限られているということで、予約、受け付け等のオペレーションが行いやすいということで、この3施設を選択したものでございます。

それと、先ほど今城委員から御質問のあった点について、ちょっと補足させていただきますが、公募について31施設のうちこの3施設を分割して行いまして、体育施設につきましても、その他の28施設とこの3施設については重複をして応募をすることを受け付けませんが、この3施設の中で重複して応募されるということについては受け付けたいと思います。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 体育施設のことなんですけど、総括質問でも伺ったわけでございますけども、インターネットによる誰でも手軽に予約を管理できるようなシステム構築をお願いしたいと、これもずっと再三言っておりましたけども、なかなか納得できるような答弁もなかったというふうに思います。まさにスマート窓口、これから市役所全体でそういうふうに進んでいこうというところであるにもかかわらず、あの答弁ですよ。まだちょっとこれからの課題としてみたいな答弁でございましたので、納得できんなと思っておりますが。改めて今後の方針というか展開、できるだけ期日も切って、市民サービスのさらなる向上を求めていくという姿勢を求めたいのですが、いかがなものでしょうか。

**○門脇委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 全体会での御質問の中でもお尋ねいただいたところでございますが、インターネットの予約についてでございます。管理経費、5年間で約2,000万

円程度かかるという数年前の試算でございましたが、これにつきまして、もう少し安い方法がないかということを検討しまして、導入に向けて検討していきたいと思っております。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** そうですね、数年前に見積もりをとった結果、ちょっとまだ高いからということでもあります。じゃあ、本当に親身になって検討を始めているのか、進めているのかと疑いたくなります。これについては、ある程度本当に期限を切って考えていただけないものでしょうか。ちょっと改めての答弁を求めます。

**○門脇委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** いつから導入するということについて、この時点でまだ断言はできませんが、令和2年度中にその方策を検討しまして、もし可能であれば令和3年度からに向けて取り組んでいきたいと思っております。

**○門脇委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今のことに関連してなんですけど、そういうシステム導入して一般の利用者の利便性が高くなるということは歓迎することなんですけど、一つ私、懸念もありまして、それを検討する際に、まさにスポーツ振興課という所属も形態も変わってきた状況の中で、例えば大きな大会を誘致したりとか、大きな合宿を誘致したりというときに、言ってみれば、借りるときには一定程度期間の前倒しで割り込むようなケースがあるんですね、体育施設を確保するために。そういったときに、事前にとっていた団体のところにスポーツ団体同士で直接取引のような交渉するというのはかなり難しいケースもあるので、実際には施設を借りるということは、そういうアナログなところもあるということを十分承知おきいただいて、システムなり予約の受け付け方なりはぜひ検討していただきたいということを私からは要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○門脇委員長** 深田スポーツ振興課長。

**○深田スポーツ振興課長** 現在でも全国大会ですとか、中国大会ですとか、ある程度規模の大きな大会につきましては、事前に競技団体等から計画を把握いたしまして、年度前に、大体2月ごろなんですけど、その調整を図りまして決定しております。ですので、この方式については変わらずとっていききたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 済みません、先ほどはわかりましたと言ったんですけど、先ほど御答弁いただいて、3施設については重複を可とするというお話でしたので、これはまたちょっと前提条件が違うぞというふうに思ったりするんですけども。本会議でも私、何回かこういう感じのことって質問した記憶があるんですけども、運動場などの管理について、管理が行き届いてないですよっていう、一体どこが管理きちっとするんですかって。指定管理だということなんだけど、指定管理ではなく、実際に管理するのは指定管理者の方かもしれないけれども、そこをどういうふうに運用するのかっていうのは市の責任ですよっていうふうに話もし、そのとおりだっというふうに答弁もいただいているんですけども、実際問題これまでも、例えて言えば、日野川堰のトイレがきちっと管理されていないですよっていう話も本会議でしました。それから、大和公園の運動広場等のところなんですけれども、雪が降ったりとか大雨降ったりしたときに、水はけがとても悪いけれども、そこら辺

も管理されていないという実態ありますよってという話とかもしてきているんですけど、そういうような、今まで管理できていないという状況のところを、同じ業者さんがするかどうかっていうことはわからないけれども、重複するのを妨げないということになれば、管理がきちんと行き届かないことの、ますますっていうか、そういうことになりかねないかっていうことを心配するので、決してそれがだめだと言ってわけじゃないんですけども、そうするんだったら、それがきちんとできますよってということが担保できるだけの、どういう管理の仕方をするのかっていうこととかも、また管理の状況がどういうふうな形でこちらに提示されてきているのかっていうことも全部担保された上でないと、なかなか納得できるものでもないと思うんです。分けたからきちんと管理できるっていうわけでもなく、きちんとした管理をどうさせるのかっていうことを、こちらの問題だと思うので、そのところをきちんと提示しないのに、重複するのは妨げませんっていうことになると、ますます手が入らないということになるんじゃないですかと単純に考えてしまうわけですよ。というところを含めて、今御回答いただく必要はないんですけど、休会中の5月の委員会に提示されるということだそうなので、その辺の整合性とか検討していただいた上で、ちょっときちんとした形のものを提示していただかないとならないのではないかなっていうふうに、なぜ重複をしてもいいのかってところや、重複した場合、どういうふうな形で管理をきちんと進めていくのか、そのことを、管理の度合いとかぐあいとかみたいなのをどのように公表というのかな、見える形にするのかってところの辺あたりがきちんとわかる形になっているのが必要かなと思います、私は。それをお願いしときたいと思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、次に参ります。

次に、西部総合事務所新棟のPFI手法による県・市共同整備について、当局から説明を求めます。

塚田調査課長。

**○塚田調査課長** それでは、私のほうから説明をさせていただきます。本件につきましては、特別委員会で別途御審議もいただいているところでございますが、予算に関することにつきましては常任委員会で御審議をいただく予定だということで伺いますことから、本日は、去る2月13日に特別委員会に提出をさせていただきました資料によりまして、重ねてということになります、今後の予定等について説明、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

資料、1枚物を用意しております。ごらんいただきたいと思います。表面には事業の概要等を記載しておりますが、裏面はぐっていただきまして、8、今後の予定等という欄について注目をお願いをしたいと思います。令和元年、令和2年、令和3年というふうに時期が刻んでありまして、内容が記載しております。令和元年3月を今迎えております。年度内というところで、事業者募集の関係書類の作成というものを今進めておりまして、この作業が大詰めを迎えているようなところがございます。この事業者募集関係書類の作成でつくりますものが、これも重ね重ね私のほうから御報告をさせていただいておりますが、PFI事業の実施方針、そして要求水準書、こういうものをつくっております、4

月にはこれを公表したいというふうに考えております。そうしまして、4月に公表をして、それに基づきまして事業者の公募に向かうわけですが、それに先立って、6月にはこの委員会において、債務負担設定をお諮りしたいというふうに考えております。その際につきましては、詳細資料については、また別途御説明をさせていただくような機会を設けたいというふうに思っておりますが、6月には債務負担をお諮りするような予定にしております。

債務負担の設定、これは県・市で行いますが、それが終わりますと、特定事業者の募集が開始をされます。これが7月に入ったらというようなことで予定をしておりますが、大体、年内いっぱいをかけて事業者の選定のスケジュールを行うというような予定でおります。今のところでございますが、1月には事業者を決定して、基本協定というものを結びます。これはPFIの基本的なスケジュールの中の一つの工程でございますが、基本協定の締結というものを予定をしております。これは県市がそれぞれPFIの事業者と結ぶものでございます。それと、3月には本契約ということで、また改めて議会でお諮りをするような格好になります。それぞれ事業者との契約に基づいて整備事業を進めていくような格好になります。そして、設計、建設を経て、令和5年の秋口、9月末ごろというふうに今のところ予定をしておりますが、完成、引き渡しという予定にしております。供用開始については、令和5年の10月ということで予定をしているところでございます。

詳細資料につきましては、現在、先ほどの繰り返しになりますが、大詰め作業を迎えておりまして、PFIの実施設計案、そして、要求水準書案というものがお示しできるようになりましたら、改めて御説明の機会をとりたいというふうに思っております。私のほうからは以上でございます。

**○門協委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** これは、まだ決まってないのかもしれませんが、PFI事業者っていうのは、想定としては、例えば県外のほうの大手の方も当然視野に入れていくのか、それともある程度、地元の業者さんっていうものを想定しておられるのか、これは今の時点では何かあるんですかね。いかがでしょう。

**○門協委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** いわゆるSPCという企業体といいますか、そういったものが事業者として想定されているところでございまして、それと県内事業者に対する配慮でございますが、これは鳥取県のほうで別途そういう規定を設けておられまして、金額にもよりますが、そういう県内事業者に対する配慮というのは、なされるというふうに考えております。

**○門協委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** SPCっていうのは特定目的会社か何かだと思んですけど、その構成を、要は県外事業者を想定しているのか、それとも県内だけに絞っていくのかっていうことをお聞きしてるんですけど。

**○門協委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 鳥取県のほうで方針を持っておりますので、内容は、済みません、もう一度確認をした上で、どういう形でそういう配慮がなされているのか改めて御報告をさせ

ていただきたいと思います。

○門協委員長 岡田委員。

○岡田委員 要は、P F I 事業者と県と市がそれぞれ契約をしていくという形になっていくんだと思うんですけど、そうすると、ある程度県の動きを見ながらっていうのはわかるんですけども、やはり市としてもP F I 事業者のほうと契約を実際にはやっていくことになると思うので、県のほうということだけじゃなくて、やっぱり米子市としてどういうふうなことをというのを御提示をしていただきたいということと、あと、ここにありますように、所有権、初め民間事業者の方がお金を出して、その後に所有権を民間から県・市のほうに移転をしていただくということなんですけど、その後に共同整備の場合の費用負担等ということで、いわゆるビルの管理なんかのサービス料を所有権が移転をした後も米子市は払うというような形の契約ということによろしいんですかね、これは。

○門協委員長 塚田調査課長。

○塚田調査課長 おっしゃるとおりでございます。

○門協委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○門協委員長 それでは、ないようですので、総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○門協委員長 休憩前に引き続き、総務政策委員会を再開いたします。

議案第 17 号、第 4 次米子市総合計画の基本構想の策定についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。

長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長 議案第 17 号、第 4 次米子市総合計画の基本構想の策定についてでございますけれども、これは令和 2 年度から計画期間が始まります次期総合計画の基本構想部分につきまして、市条例の規定によりまして、その基本構想部分につきまして議決をお願いするものでございます。

内容でございますけれども、住んで楽しいまちよなご、新商都米子の創造に向けてということで将来像を掲げさせていただきまして、その実現のために基本目標を 7 つ設定しておるところでございます。その詳しい内容につきましては、議案に附属の別冊、それと参考資料ということでおつけさせていただいております。総合計画の全体、米子市まちづくりビジョンのほうを御参照いただければと思っております。説明は以上です。

○門協委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

国頭委員。

○国頭委員 第 4 次の総合計画の基本構想の策定についてということで、前段に米子市のまちづくりビジョンが策定されたところではありますが、先般、全協でも土光議員がちょっと取り上げたんですが、特に淀江のまちづくりのところについて、淀江の審議会のほうから答申があったんですが、そのところで、答申のところ 3 つあったんですが、2 つはうまく取り入れておられると思いますが、土光議員も言われた名水の保全と、それを活用したまちづくりの推進というところが、歴史など特色のある地域資源の活用というふうな置



きかえられてるといふところがあります。全協のときにも答弁はあったと思いますが、私はしっかりとやっぱり答申どおり入れるべきだったと思いますが、その辺について、もう一度当局の所見をお伺いしたいと思ひます。

**○門協委員長** 高橋淀江支所長。

**○高橋淀江振興本部長兼淀江支所長** 全協でも御説明いたしましたけれども、やはり淀江にはいろいろなものがございふるので、それを全て漏らさないようにといふことで、こゝういふ表現にさせてもらっております。また、これは5年間、令和2年から6年までの5年間でするので、その間にじゃあ名水をどう活用するのかといふのもあるんですけども、名水は前回は言ひましたけれども、本宮と天の真名井、この2つが私どもは名水だと思ひております。ですけども、湧き水といふのはそれ以外にもございふすし、それをどう表現していいのかわ、それを5年間の間にどう活用するのかわを定めていふせんので、ありとあらゆるものを生かすといふ表現にさせてもらっております。

**○門協委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** ありとあらゆるといふことですが、でも、審議会はしっかりと名水とその活用、名水の活用といふことで、具体的にあえて上げられたと思ひうんですね。歴史とかほかの自然のことを取り入れてといふことではなくて、あえてそこのところを取り入れられたのに、そのあたりがちょっと曖昧になつていふのが私は非常に納得がいきません。

といふのが、合併して15年の淀江の審議会の最後の答申であります。最後の答申であるといふのは、非常に尊重すべきものであると思ひますし、私、議員になつて10年ですけども、その間、私も名水のことについて当初よく質問させていただきましたが、名水については本当に何もやつてないといふほど、合併して15年、米子市は何もされてこられなかつたと思ひております。そういうところで、市長、副市長、当局の方も、淀江の支所の前に旧淀江町民憲章といふのがあるんですけども、第1に手をとり合ひ、水と緑の美しいまちづくりをしますと、第1章にあります。そして、前に銅像が立っていますけども、あれも100周年のときにつくつた、タイトルは水と緑であります。そういうことが私は非常に合併して15年、それについては特に政策的にはおざなりになつてきたんじゃないかなと思ひております。その点がなかなかちょっと取り入れられないようでは、そのもととなるビジョンがこゝういふようなことであつたら、私は基本構想の策定についても納得できないなといふ考へであります。ちょっと意見として言わせていただきます。

**○門協委員長** ほかにございふせんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** これについては、これまでも閉会中の委員会なり、いろんところで議論もしてまいりまして、いよいよこれが基本構想で議案として上がつてきたといふことでございふす。基本的にはこの議案といふのを私は認めていくつもりでおります。これまでもいろんな、今回の3月議会の関連質問でも私もやらせていただいた中で、やはり大きくこれからまちづくりが変わつていくに当たりましての、地域力を本当につけていかなきゃいかんといふところだと思ひうんです。その中では、例えば公民館活動の充実、公民館を拠点としたまちづくりでありますとか、地域福祉活動の推進でありますとか、本当に構想としてしっかりと上げていただいている、ただ、それが本当に大胆に米子市も変わつてくるんだよと、こゝういふふうな仕組みがまだ何となくわかりづらくて、そのままになつていふよう

な状況と何となく捉えられてしまうような気がしてなりません。これは一応要望ですけども、本当にこれをしっかりと構想として掲げられたのなら、答弁でもありましたように、令和2年度をもってしっかりと地域に入って行って、さらにいい形をつくっていくという答弁もいただいておりますので、それをしっかりと我々も見届けていかなきゃいかんと思っております。構想としてはしっかりと受けとめさせていただきたいと思いますが、もし何かありましたらお願いします。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** 委員おっしゃいますように、このまちづくりビジョンにうたっております地域と一体となったまちづくり、これを進めていけますように、今後実行段階に移ってまいりますけども、しっかりと進行管理していきたいというぐあいに考えております。

**○門脇委員長** ほかがございますか。

岡田委員。

**○岡田委員** 私もこの構想に関しては、ぜひとも推し進めていただきたいと思うんですけども、ただ、この構想なりまちづくりビジョンを具体の施策に落とし込んだときに、どうしても、以前も部長なんかともお話しさせてもらいましたけれども、部局をまたぐ案件というのはかなりありまして、そのあたりがきちっと部局間で話ができ一つのものに向かっていっていただくということをやはりかなり意識してやっていただかないと、組織そのものは基本的に縦割りでやっておられるわけですので、それをただ一つの目標に向かっていくときには、これから一つの部局だけでできない案件というのがますますふえていくんだろーと思っておりますので、やはり横のつながりを強くしていただいて、この構想なりビジョンを具体の施策として実行するときに、ああ、やっぱりいい施策だ、いい事業になったなというふうになるように、ぜひとも実際に実行に移す段階においてそういう横のつながりというものをきちっと意識していただいて、実行していただくように要望しておきたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございますか。

中田委員。

**○中田委員** 私のほうからは、これは質問というより、私のほうも意見として申し上げておきたいと思っておりますけども、この段階、合併から約15年たって、それぞれ歴史や文化が違うところから出発して、要はこれにも基本目標の中で、淀江地域という項目を上げなければいけないという米子市のこの計画っていうかビジョンが、15年やそこらでは簡単に一体化なんていうことが実現できるものではないということのあらわれだと思っておりますね。

ただ、今後、淀江がということだけでは、今度は逆にほんなら、特定の地域出すのはなんですけども、違う地域が、うちはこの話がぼんと出てくるような変なことにならないように気をつけていただきたいという思いがあります。単純に一体化しようみたいな話ではなくて、市長も言っておられる、それぞれの地域が個性と特性を生かしていくようなまちづくりが本当に推進していかないと、こういう総合計画から淀江地域がという言葉が私にはなくならないと思う。

そこら辺を十分踏まえた今度10年間の政策目標の進め方っていうのが、他の項目の中も含めての話になってくると思いますが、私は必要だと思っております、その辺に対し

ての市長の見解を述べていただければと思いますけど。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 全くおっしゃるとおりだと思っております。今、淀江振興本部を置いて、淀江を中心とする政策というものをいろいろと練っていただいておりますけれども、これはあくまで過渡期の姿だと思っております。やはり米子は一つの米子として、各地域があります。それぞれの地域の特性をもって全体的な発展を図っていくということが、これが一つの終着点というか、政策をつくる理想であると思っております。そうした意味において、現時点でまだやっぱり淀江のことをしっかりと議論していかなければならないというのは、やはり合併から15年はたちましたけれども、まだまだ政策として昇華していないんだらうなというふうに思います。ですので、このたび淀江のことは書いておりますけれども、これはこれとしてしっかりやり遂げて、今、時期は明言できませんけれども、過渡的な姿である淀江振興本部というものが、総合政策の一環に普通におさまってくる日をいい形で迎えらるるよう努力をしたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** この基本構想については、何度も全体協議会があったり、各委員会での議論を重ねてきたんですけれども、残念ながら、意見を言ったのが本当に十分な検討になったのかどうかというところには疑問が残っております。各分野のいろんな政策についていえば、例えば商工業の部分とか、あるいは農業なんかの部門で地産外商とかいうことを掲げてあるわけですけど、本当に米子の住民にとって、今ある産業がきっちりと維持できることが大事ではないかというような主張をうちの会派はやってまいりました。そのあたりではなかなか納得できないこともあります。そこはこれからも議論しながらというふうに考えています。この構想そのものを一からやり直せとまでは言うつもりはありません。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号、第4次米子市総合計画の基本構想の策定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、岡田委員、尾沢委員、中田委員、西川委員〕

**○門脇委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、権利の放棄について、議案第21号、権利の放棄について及び議案第22号、権利の放棄について、以上3件を一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。

黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監兼人権政策課長** 議案第20号から22号の3件の権利の放棄につきまして、一括して御説明いたします。いずれも市が貸し付けた住宅新築資金等の貸付金に係る権利につきまして、地方自治法第96条第1項第10号により、議会の議決をいただきまして権利を放棄し、不納欠損を行おうとするものでございます。そもそもこの貸付金の契約は、借受人1名と連帯保証人2名で契約することとなっております。この貸付金は、当初から抵当権は設定してなく、後になって設定いたしましたが、この3案件はいずれも設定しておりません。また、実施は市町村でございますが、この事業は国の住宅新築資金等貸付助成事業として行っておりまして、民間の金融機関等から融資を受けにくい状況を念頭に置いて実施したところでございますので、国は市町村の財政負担軽減のため、市町村に事業費の補助をいたしております。特に、償還が困難と認められる特段の要件を満たす場合には、償還金の4分の3に当たる額を国と県が助成しております。今回の3件は、いずれもこの要件を満たしていることから、補助金の申請をいたしましたところ、ことし2月18日に県から補助金をいただいております。過去の実績では、平成20年度に1件だけ補助金をいただきまして、次年度議会の議決をいただいて権利を放棄いたしました。

それでは、簡単でございますが、3つの個別の案件について御説明いたします。議案第20号でございますが、こちらは昭和59年2月に住宅新築資金として620万の貸付を実行いたしました。その後、昭和62年8月、借受人の方は、いろいろな事情からこの資金により取得した建物は差し押さえられ、市に相談がないまま、競売により第三者が取得し、その後、取り壊されている状況でございます。

また、昭和62年9月までは定期的に返済しておられましたが、それ以降、返済が滞ったため、本人や連帯保証人への納付依頼に努めたところでございます。借受人の方は体調も悪く、収入がないとのことだったんですが、繰り返し納付相談を行うことにより、わずかではございますが、平成29年4月まで分割納付をしていただいております。この間、平成16年と平成20年に連帯保証人はそれぞれお亡くなりになっておられます。

平成29年5月に、弁護士のほうから自己破産をする、取り立ては御遠慮いただきたいとの通知を受け、平成31年3月に裁判所が借受人の債務の免責を決定いたしました。今後回収できる見込みがございませんので、不納欠損したいと考えているところでございます。

続きまして、議案第21号と22号でございますが、これはいずれも同じ借受人の方であり、連帯保証人も同じ方でございます。第21号は宅地取得資金を、第22号は住宅新築資金を借り受けられたものでございます。借受人の方と、平成元年5月に宅地取得資金として500万、平成2年3月に住宅新築資金として620万の貸付契約を締結し、貸付を実行いたしました。

その後、平成4年にはお一人の連帯保証人がお亡くなりになり、平成20年3月までは定期的に返済をしていただいておりますが、経営していた会社の運営が苦しくなったなどの理由から返済が滞りまして、家庭訪問を繰り返し、納付相談に努めておりましたが、平成21年4月には、貸し付けした資金により取得した土地、建物がこちらの市に相談がないまま、競売による売買により第三者に所有権移転がなされております。

そして、借受人は、平成22年10月に自己破産により裁判所から債務の免責の決定を受けておられます。もう一人の保証人もその後、平成27年の12月に裁判所が債務の免

責を決定されました。本人及び連帯保証人からの償還は見込めない状況でございます。

なお、本市といたしましては、公平性の観点から、あくまでも貸した貸付金につきましては、全額返済していただくよう納付相談や納付指導に心がけており、今でも夜間徴収などをしておりますが、以上の3件につきましては、制度上、国が回収が困難であるところから補助金が支給されたものでございます。この補助金の運用基準におきましては債権放棄を条件とはしておりませんが、今回の案件のように、国から補助金が支給されたものにつきましては、今後も議会の皆様の同意等を得た上で、債権の放棄を行い、不納欠損を行っていきたいと考えております。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** 要するに、この回収できないお金については、条件にかなったものについては国が4分の3を返してくれるというか、出してもらえるとこのように聞かされたんですが、県も出すわけですか。米子の持ち出しは結局なくなるっていうことでしたか。

**○門脇委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監兼人権政策課長** 県と国がそれぞれ出し合って、両方から4分の3の補助金をいただいております。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、あとの4分の1は、結局市の損失になるということですよ。

**○門脇委員長** 黒見人権政策監。

**○黒見人権政策監兼人権政策課長** この制度でございますが、当初お貸した金額の4分の1というのは、国から既に補助金としていただいております。そのあとの未償還金の4分の3をこのたびいただいたところでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** わかりました。これはもともと、やはり国の方針によって、同和地域の方のための特別な事業であったということで、もともと本当に十分返済し得る条件が整っていかどうかというところの確認が甘いというか、緩いところがあったのであろうというふうによく言われております。まだ、あと63件残っていて、うち10件はなかなか難しいというふうに聞きましたが、国の条件にかなったこの3件をこういう形で権利放棄するのはいたし方ないなと、整理はしなければならないなというふうには考えます。でも、もともとは国の政策ですけれど、こういうふうな、どう考えてももとの仕組みが納得がいかないというようなことを、やっぱり今後やってはいけないなというふうに考えます。以上です。

**○門脇委員長** ほか、ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 別がないようですので、討論を終結いたします。

これより3件の議案を順次採決いたします。

初めに、議案第20号、権利の放棄についてを採決いたします。  
本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、権利の放棄についてを採決いたします。  
本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、権利の放棄についてを採決いたします。  
本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○門脇委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時25分 休憩**

**午後1時59分 再開**

**○門脇委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から、5件の報告を受けたいと思います。

初めに、中海・宍道湖・大山圏域市長会第2期地方版総合戦略の策定について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課広域行政推進室長。

**○松本総合政策課広域行政推進室長** そうしますと、中海・宍道湖・大山圏域市長会第2期地方版総合戦略の策定について、報告させていただきます。まず最初に、表題、先ほど申し上げました、中海・宍道湖・大山圏域市長会第2期地方版総合戦略の策定についてのレジュメをお手元に御準備をお願いいたします。

中海・宍道湖・大山圏域市長会では、中海・宍道湖・大山圏域の地方版総合戦略を定め、地方創生に資する取り組みを推進しているところでございます。平成27年度に策定しました第1期戦略について、本年度で計画期間が終了することから、市長会におきまして、第1期の戦略の成果、課題を検証し、第2期の戦略を策定しましたので、その内容について報告いたします。

まず、1つ目としまして、第1期戦略の主な成果と課題について御説明いたします。人口についてでございますが、基本目標として掲げておりました圏域人口60万人の維持というものにつきましては、現時点で達成している状況ではございますが、戦略を策定しました平成27年度からは、比較しますと1%の減となっているところでございます。しかしながら、日本海側の主要都市圏、例えば新潟圏域ですと1.9%減っておりますし、福井圏域では1.3%の減となっております。そういったところと比較しましても、人口流出に対してこの圏域が一定のダム機能を発揮しているというふうに考えております。

続きまして、市長会が取り組んでおります観光振興についての成果と課題でございます。

こちら、取り組みを進めることによりまして、インバウンド観光の推進、こちらが進みまして、外国人宿泊客数及びクルーズ船の帰港数等々増加したところではございますが、引き続きまして、受け入れ環境整備を図りまして、多様性を持った滞在型観光を追求し、アプローチを進める必要があるとしております。また、昨今の状況でございますが、圏域インバウンド、こちらを牽引してまいりました、例えば米子ソウル便ですとか、DBSクルーズ、こちら現在運休となっておりますので、再開に向けた取り組みについても進めていく必要があるというふうにしております。

続きまして、産業振興についてでございますが、こちらも取り組みとしまして、圏域内企業のビジネスマッチングとか、あと企業の外国商談会の参加支援、あと医工連携の取り組みをしておりまして、圏域の経済活性化につながっているところでございます。

4番目としまして、交通ネットワークの充実についてでございますが、伯備新幹線の整備推進会議が設立されたところでございます。引き続き、こちらのほうも山陰新幹線や伯備新幹線整備計画の格上げに向けた要望活動を、圏域一体となっていく必要があるとしております。

こういった第1期戦略の検証を踏まえまして策定しました第2期戦略の内容について、御説明いたします。第2期戦略のほうにつきましては、一枚物の市長会のほうが作成しました物をつけておりますので、参考にしてみてくださいと思います。

まず、基本目標ですが、基本目標につきましては、第1期戦略に掲げました圏域人口60万人の維持を継続するとしております。また、この圏域を日本海を代表する拠点、東アジアのゲートウエー、定住人口の拡大及び山陰地方における人口流出のダム機能を果たす圏域として位置づけ、圏域を超えた広域連携のもと、人口減少対策、圏域の活性化を図るという目標を掲げておるところでございます。

主な取り組みにつきましては、以下の3本の柱で事業展開をすることとしております。1つ目が、国内外を視野に入れた力強い産業圏域の形成ということで、産学医工連携事業ですとか、台湾、インドとの経済交流事業をすることとしております。2番目としましては、未来を開く交通ネットワークの形成といたしまして、米子境港を結ぶ高規格幹線道路の事業化など、圏域内のインフラ整備促進に関する要望活動を実施することとしております。3番目の柱としまして、恵まれた生活環境を生かした圏域の形成ということで、圏域の移住定住の促進、自然環境の保全と活用という取り組みを進めることとしております。

3番目としまして、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間というふうになっております。なお、本年度で5市が総合戦略の改定年でございますが、市長会が策定しました地方版総合戦略を各市が総合戦略に掲げ、広域連携の取り組みを進めていくこととしております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** この中海圏域の市長会、この地図を見ましても、私の議会質問答弁でもありましたように、特に伊木市長には強く頑張ってくださいと、思い切りエールを送りたいと思いますが、未来を開く交通ネットワークの形成の中で、御説明には、まずは米子と境港間の高規格道路、あるいは山陰新幹線、伯備新幹線の早期実現っていうのが前面に来

ておりまして、御説明もありましたように8の字ルートっていうところでは、ちょっと優先順位的には若干低いのかななんて、そんなふうに勝手に想像したりしてるんですけど、いやいや、そうではなくて、やっぱりもうとことん声を上げていくということが非常に大事なので、伊木市長にはぜひとも力強い働きをしていただきたいと思っておりますが、やはり米子境港間の高規格道路の実現に向かって、そして中海架橋の実現っていうのも、やはり大きなこの圏域の活性化のためには、もうなくてはならないものと思っておりますので、あわせて、新幹線はもちろんですけれども、力強い声を上げていただきたい、このようなことのエールを送りたいと思いますので、よろしくお願いします。何か市長の力強いコメントがいただければ。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 今、御発言いただきましたように、この8の字ルートにつきましては、圏域市長会の中で特にどこが優先ということは言うておりません、全てが必要であるという言い方をしております。ただ、その中で、話が進みかけているものはとにかくどんどん押し進めていこうということで、例えば出雲と境を結ぶ道路っていうのはかなり計画が進んで、事業自体はまだあれですけども、進んできているということもあって、最初のほうに書いてありますけれども、米子境間の高規格道路につきましては、御存じのとおり、昨年関連する市町村と県とであわせて国要望をしたところでもあります。中海架橋も当然この中に入れて、推進をしていく姿勢をとっているんですけども、これも議会で御説明をしたとおり、まだ動かない部分もあるということで、前に進んでいない、これが実態でございます。ただ、いずれにいたしましても、この市長会の中において、圏域内を自由にといいましょるか、ある程度便利に移動できなければ、一つの圏域として一体的な発展が図れないという趣旨のもと、この8の字ルートと称した、具体的にはここに書いています道路については、しっかりと進めていこうというふうに考えておりますので、また御理解をいただければと思います。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** その8の字ルートですけども、例えば中海架橋などでも本当に必要かやっという声もたくさん聞かれております。そして伯備新幹線ですけど、各地で新幹線が通ったところは在来線がカットされて、かえって不便になった。時間の短縮のために住民の生活は不便だという声もたくさん聞こえています。こういう計画は、どんどん進めるのではなく、住民の声をもっと聞きながらしっかり検討して進めていくべきだというふうに思います。そういうことでは、どんどん進めてほしいというふうにはちょっと言えないです。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 済みません、一点だけ。5年間の総合戦略ですので、短期の今どうのっていうことを申し上げてもどうなんでしょうって思うんですけど、昨今のこの中国、韓国との国際関係の問題ですとか、今の新型コロナの様子とかっていうと、だんだん不確定要素がどんどんふえていっているなというような気持ちになっていまして、例えば半年とか1年とかっていうところで、非常に経済も、それから人的な交流も、ぎゅっと萎縮してくるだろうなと思われるところを踏まえて、この5年間の計画の中で、そのぎゅっと萎縮したと



ころをどうこの後、4年なり4年半なりっていうところに転化していくのかっていうところについての考え方っていうところまで、戦略というか考え方とか、持っていく方みたいなところまで、今なのか、それか今後なのかわからないんですけども、計画とか考え方みたいなのが入っているのかなってというのが、ちょっとこの中のものでは見にくいと思うんですけど、そんなような感じのことっていうのはあるんでしょうか。

**○門脇委員長** 伊木市長。

**○伊木市長** 当然、短期的なものには対応していかなければいけませんので、今まさに発生しております新型コロナウイルスに対する対応というのは、日本もそうですし、各国政府のそれぞれの対応があります。ですので、その辺の終息度合いというものはわかりながら、こうした計画は進めていかなければならない。これが短期の対応になります。ただ、中・長期になりますと、やはりこれは一定程度こういったパンデミックの事象が終息したということを前提に置きますけれども、この計画のとおり進めていくことになると思います。少し言われましたとおり、中国や韓国との国際情勢という問題がありますけれども、やはり我々地域間での考え方というのは、国際情勢がむしろ悪いときほど地域と地域がしっかりとつながって、やがて来る機会にしっかりと国と国の関係もよくなるという一つの一助になれるような、そういう交流をしていかなきゃいけないと。

一つ、これは国頭議員の総括質疑だったですかね、御質問がありまして、圏域の中で、台北市と新たに友好提携を結ぶ予定が実は4月にもあったんですけども、このコロナウイルスの関係で、ちょっと期限は決めておりませんが延期となりました。そうした友好提携を結びながら、やがては民間交流につなげていく、民間交流というのは文化的交流もちろんありますけども、経済交流、こうしたところにしっかりとつなげて、交流の果実というものを市民の皆様にとしっかりと行き渡らせられるように我々として努力をしていきたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、次に、米子港周辺地域の利活用について、当局からの説明を求めます。

松本総合政策課広域行政推進室長。

**○松本総合政策課広域行政推進室長** そうしますと、続きまして、米子港周辺地域の利活用について御報告させていただきます。表題、米子港周辺地域の利活用についてのレジュメの準備をお願いいたします。こちらのほう、レジュメと資料1と資料2がついておりますが、お手元のほう大丈夫でしょうか。そうしますと、利活用に係りまして、これまでの経緯等々について説明していきたいと思えます。

まず初めになんですが、米子港周辺地域におきましては、平成22年度に官民が参加しました米子港再生委員会を鳥取県さんのほうが設置しておりまして、関係行政機関や民間団体の代表者を交え、利活用策の検討を行ってきた経過がございます。しかしながら、具体的な検討を進めるに当たっては、個別具体の開発構想等が必要であったことから、十分な活用がされないままの現状が昨今続いていた状況となっております。しかしながら、平成30年度に米子市のほうで中海・錦海かわまちづくり計画を策定しまして、米子港において、今年度から、国、県、市が分担しまして、親水護岸、棧橋、広場、駐車場等の具

体的な整備に着手することになりました。

これを契機に、米子港を含めた周辺地域全体を活性化を目指しまして、よなごベイ・ウォーターフロント検討会が設けられ、検討会では3回にわたる会議の結果、令和2年2月に基本コンセプト及び活用に向けた取り組み事例等、米子港周辺ウォーターフロント活用策を取りまとめたところでございます。

この米子港周辺ウォーターフロント活用策について、資料1をごらんください。まず、この活用策の基本コンセプトでございますが、この米子港周辺地域の水辺を楽しむ憩いの空間と捉えまして、観光、歴史、文化、スポーツ、こういった地域資源を生かしていこうというふうな考え方でございます。そうしまして、米子港周辺の地域資源を生かし、地域の活性化に寄与する拠点づくり、地域住民、観光客など来訪者を対象としたにぎわいの創出を図ろうとするものでございます。

続きまして、活用に向けた取り組み事例でございますが、こちらのほうは中海・錦海かわまちづくり計画の推進としまして、中海の湖面利用を促進したソフト面からの活用を推進するのですとか、水辺の散策路の整備としまして、水辺ならではの空間を感じる憩いの場を提供する散策路の検討、活性化ゾーン、米子港の野積み場でございますが、そちらを民間事業者による活用に向け、公募条件を整理し、必要なインフラ整備や規制緩和を検討することとしております。

こちらの基本コンセプトや活用に向けた取り組み事例につきましては、資料2に検討会の概要をまとめておりますが、さまざまな意見を外部委員の皆様からいただきまして、こちらの意見を反映して作成したものとなっております。

今後の利活用についてでございますが、米子港周辺地域の利活用を推進するために、この検討会が取りまとめられた活用策についての具体化に向けまして、国、県、市、民間が連携しながら一体的な取り組みを進めることとしております。簡単ではございますが、報告、以上でございます。

**○門脇委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** この説明はわかるんですけども、終わりがいつごろで、何をどう目標にして、どういうところが落としどころになってというのが全く見えないというか、わからないものです。今後の取り組みなんですけども、検討会でいろいろ出たところの意見を県や市、経済団体等が連携をして模索していく、実行していくみたいな説明だったんですけど、その連携機関っていうのが何か実行委員会なり、何かそのまちづくり委員会なりができるのとか、それがいつまでにどういう町の構想を本当に具現化していくための取りまとめにしていく、そういったところをちょっと、もしあれば教えてください。説明ください。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** 今後の取り組みの考え方、進め方ということかと思いますが、これは外部の検討委員会で策定いたしました活用策ということで、今後はこれに基づいて、この活用策を具現化していこうと、実際にこれを形にしていこうという動きが次の段階になろうかと思っております。この中で出ましたものが、かわまちづくりにつきましては、今、実際に動いております。動いておりますが、これ以外にも、中海の護岸整備にあわせ

て、これをどういった形で活用策のコンセプトに合わせた形でやっていくかといったこともございますし、それからこの中に出ております低未利用地の港の地区の宿泊施設ですとか、そういったようなのが立地できるような形にはどうかといったような御意見もありますし、こういったことを見据えた土地利用の規制緩和ですとか、そういったようなさまざまな事業がございます。これにつきましては、今後、具現化する中でどういった形で進めていくかは、今後の取り組みにはなりますけれども、いずれにいたしましても、かわまちづくりはもう今進んでおりますし、いただきました宿泊施設の立地も可能となるような土地利用の規制緩和、こういったようなことでいろいろと民間事業者もさまざまに御意見をいただいておりますので、こういったことに向けて、関係事業者と一緒に進めていきたいというぐあいに考えております。

**○門協委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 関係事業者と一緒に進める、米子市の立場というのは、じゃあ、現在はかわまちづくりが一つの主体者であると。あとは、土地利用についての規制緩和なんかも同時に進めていかなきゃいかんだろうねというところもあると思うんですけど、全体的なまちづくりといいましようかね、にぎわい創出のためにどういうふうな町になっていくのかっていう、その大もとの構想みたいなのが何かわかりづらくて、みんなそれぞれめいめい勝手に進めていますっていうふうな説明にしか聞こえなくて、ちょっと改めて説明いただけんでしょうかね。

**○門協委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** この事業は、まず、資料の1を見ていただきたいんですが、基本コンセプトのところで、水辺を楽しむ憩いの空間というふうに書いてあります。端的に申し上げれば、中海を生かしたまちづくりをしましょうやということで、それに関係する国、県、市、関係事業者さんもいらっしゃるんですけども、主に国、県、市がそれぞれの事業を既にやっておりますので、それを同じコンセプトでまずやっていこうというのが、今回この検討会で出させていただいた大きな中身でございます。

それで、この資料2の検討会のメンバー、ちょっと裏のほうに書いてあるんですけども、見ていただきますと、当然国のほうとしては国交省出雲河川事務所、あとは県のほうといたしましては西部総合事務所、そして本市といたしましては、経済部と総合政策部が出ておりまして、それぞれ今現在やっております、それぞれ進めております事業を1つのコンセプトでやろうというのがまず初めなんですけども、岩崎委員がおっしゃられます、今後じゃあどうするんだというところがございますけども、今現在は、そういう改めた今回の検討会みたいな検討会というのはないんですけども、実際にこの事業を進めるということになりますと、やはり国、県、市で3者で、そういうような実行委員会というわけじゃないんですけども、そういう協議会になりをつくって、そこで大体そのコンセプトがどうなのかとか、具体的な今の進捗状況がそれぞれどうなのかとか、そういうようなことをやる必要があるなというのを現在、鳥取県の西部総合事務所と協議をまさに今している最中ですので、今後はその新たな協議会、どういう形になるかはまだ詳細は詰めておりませんが、その協議会において、全体的な事業の進捗管理をしていくような形になるというふうに思います。

そして、一つつけ加えますと、私ども、今回のこの米子港の周辺ウォーターフロント活

用策については、いわゆる中心市街地の活性化の一つであるというふうに位置づけておりました、このたびの議会におきましても、さまざまな場面で、要はウォークブルという言葉をお示ししております。だからその中の一つだという位置づけを含めて、今後さらに詳細について練っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 最後です。部長の説明で今後の展開というのが少し、ちょっとだけイメージできました。ぜひやって、私、このまちづくりに関して、ウォーターフロント構想というのは、本当に推進すべき活用策だと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいというのと、あとは、米子市が本当にその推進エンジンの中心となってしっかりと取り組んでほしいという強い、これも要望しておきたいと思います。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 中海を中心にしたこういうウォーターフロント活用策というのは、本当にあの周辺はよいところでして、地図で見ても湊山公園、城山とつながっていくところであり、本当に大事に活用して、米子の町の魅力にしたいなというふうに私、思うんですけど、この検討会はもう終了ということなんですか、まだこれからも継続するんですか。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** この今回の基本コンセプト案策定の検討会はこれで終了でございます、今後はこのつくられました水辺を楽しむ憩いの空間と、こういった基本コンセプトをもとに活用策を具体化していくことを国、県、市なり民間事業者なり、これ一緒になって進めていこうというものでございます。検討委員会としてはこれで終わりでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** このチラシにも加茂川遊覧のコースのことなどが書いてありますけれど、米子の町で加茂川遊覧とかあるいは加茂川まつりとか、米子の町の振興に頑張っている市民のグループなどの活動もたくさんあります。そういう市民で活動していらっしゃる人たちもぜひこういう構想の中には入っていただきたい、市民のそういう意見を聞くべきだというふうに思いますが、今後進めていく中で、そういう人たちに意見を聞く、あるいは一緒に構想を練っていくというふうなことをお考えにはなりませんか。

**○門脇委員長** 長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** 今回のコンセプトで定めましたものは非常に広い地域でございますし、事業をいろいろと実施していく中では、さまざまな民間団体の方、市民の方と一緒にならないと実現できないようなものもございますし、当然この地域で活動されている方もたくさんいらっしゃると思います。ですので、実際に事業を動かしていく、組み立てていく際には、当然一緒になって考えさせていただきたいと思っておりますし、そういうこともございますので、今回策定いたしました活用策、これにつきましても、ホームページですけれども公表して、市民の人に広く知っていただいて、できるものについては一緒になって考えさせていただきたいというぐあいに考えております。

**○門脇委員長** 石橋委員。

○石橋委員 ぜひ市民の声を反映できる場をちゃんと設けていただきたいと思います。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 岩崎委員さんのお話にちょっと補足というか、お聞きしときたいんですけれども、要するに、これまで基本のコンセプトをつくるための検討会メンバーでここまでやってきましたというところの御報告だと思っているんですけれども、先ほど来おっしゃっているのは、今後のところもやはりそれぞれにもう進んでいる、またそれぞれに分担している事業なり守備範囲なりっていうものがあるので、国であり県であり市でありというところがやっぱり出てくるとは思うんですけれども、総合的な感じでいうと、今後一番大事になるのはプロデュースは誰がどこでするのかということと、プレーヤーは一体誰なのかということが一番大きくなってくるんじゃないかなと思うんです。行政がやる仕事という部分については、それぞれがそれぞれの立場とか権限とかでやっていくことは非常に大事なことですけど、結局のところ持続可能な形で、にぎわいも含めて、中心市街地の一つの活性の大きなポイントとしていこうとすると、やっぱりどう考えてもプレーヤーの考え方とか、プレーヤーをどうつくっていくかっていうことが一番大きいと思うんですけど、その辺の考え方みたいなこととか、そこら辺の進み方みたいなところは、どの辺あたりでそういう形のところにバトンタッチするのか、最後まで今の企画、立案するポジションが国です、県です、市ですっていうのが一緒くたになったものが最後まで進んでいこうというお考えなのか、そこら辺のプロデュースも含めて、そこら辺の考え方とか思いとかみたいなものがあれば教えてください。

○門脇委員長 長谷川総合政策課長。

○長谷川総合政策課長 この事業の実際に進める段におけますプレーヤーですとか、全体的な統括ですとか、そういったようなお話だったかと思いますが、先ほどもちょっと触れましたように、例えば護岸整備ですと国が中心となりますし、米子港の利活用になりますと県有地、県の港ですと県が主体ということになってまいります。さまざまなセクションがかかってまいります。先ほどありましたように、中心市街地の活性化というような視点もございまして、当然、隣にあります米子城跡の活用、これも非常に絡んでまいります。湊山公園の護岸部分、ここの親水としてのこの位置づけ、どう考えていくかということもありますし、さまざまな分野がまたがっております。ですので、いずれにいたしましても、総合政策部のほうでこれは中心になりまして、さまざまな事業者と連絡調整をとりながら進めていこうということで考えているところでございます。

○門脇委員長 今城委員。

○今城委員 今現在のところはわかりました。基本的にこういう大きな町を動かしていくような事業というのが、行政が本当に手を入れて、ずっと手を携え続けていくことが本当に成功するのかというと、ちょっとその辺は疑問になるところもあるので、どこかの時点できちんとした形でプレーヤーなりプロデューサーなりが立ち上がっていくっていうふうなほうがいいのではないかなっていう気はするんですけど、それは現段階での私の感想ですので、返答、答弁も別に構いませんし、そういう時期が来たらお考えいただくのも一つあるのかなというふうに、これは意見ですので、以上です。

○門脇委員長 次、尾沢委員。

**○尾沢委員** 最後のビッグプロジェクトだろうと私は思っておりまして、これは単に国、県、市ということではなくて、いわゆる国家プロジェクトにも近いような、そういった民間の力を交えながら、いわゆる山陰というか、日本海側というか、そういう中における一つの総合的な拠点になりそうな雰囲気です。今、私はこのプロジェクトと申しますか、ウォーターフロントの活用策については見させていただいておりますので、むしろ逆に言うと、小さくまとめて、おらがおらがというようなところで、このウォーターフロントの活用の計画についてはやってほしくないと。もっともっとでかいものを描いて進めたいということ。今、取っかかりの報告なので、私はお受けさせていただいて、これをもとにしながらどんどん広げていっていただきたいなということを希望しておるところでございます。多少、民間のほうでこの活用策について、どうだっというふうな話が聞こえてくるわけですが、これは当然ながら背景には国家的な企業もこの企画のほうには組み込んでいくよっというふうな話も来ているようです。私は具体的にはちらっとしたお話ししか聞かせていただいてないので、それがもし可能になるとしたら、すばらしいビッグプロジェクトだろうというふうに、でき上がりが10年、20年かかるかもしれませんが、すばらしいものが、この中海を背景にした、海から見る米子城であるとか、そういうふうなものが可能性としてどんどん膨らんできているというふうに聞いておりますので、ぜひ当局としてもそこを踏まえて取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。特別に返事は要りません。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 私からも、ぜひ取り組みは進めたいということで、米子の歴史のいってみれば中世のスタートの起点のところにもまたこういう形で戻ってきたという雰囲気が場所的にはあるなど。先ほど今城委員のほうからも出てましたけど、実際のプレーヤーの話になってくると、やっぱりそのプレーヤーの原動力になっていく素材とは何かということ、活力のエネルギーとは何かということになってくると、最終的には、品がないですけど、米子でもうけましようやみたいな話だと思うんです。米子で要は、もうかりますから来てくださというのなかなか難しいですけど、何とか仕掛けづくりとして米子でもうけましようやっという方向にして、ちょっと品がない言葉かもしれませんが、先ほど尾沢委員が言われたような情報もちらちら何か、本当かうそかわかりませんが、世間を流れているような雰囲気もありますから、こういう時期だからこそ、新しい先ほどの中海・宍道湖・大山圏域の市長会の話もそうですし、これから目指す米子のビジョンもそうですけども、そういったところを全部背景が価値観的に一致していると思いますので、そういった仕掛けの一つの起点となるようなすぐれた場所だという感覚を私も持っていますので、ぜひそういう考え方で取り組んでいただきたいということを私からも申し上げておきたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

岡田委員。

**○岡田委員** 私も非常に期待をしておりますし、ぜひとも米子城跡、それから湊山公園、隣接しておりますので、ここらを本当に含めて、ちょっと所管が今の時点では違うのかもしれませんが、やはりそこらと一体的に開発をさせていただいて、この中海の鳥取県

側の開発が進むということが、また中海架橋の誘導につながっていくというようなことにもなると思いますし、ウォーターフロント計画なんていうと、何か昔のバブルみたいなイメージも少しありますけれども、湾岸道路をつけていただくとか、いわゆるできるできないは別にして、いろんな僕は考えがあってもいいと思うんですね。要は、行政でしかできないことをやはりやっていかないと、さっきから出てる、民間の方についていきますけど、やっぱり民間の方っていうのはシビアですから、投資してもいいんだって、こう思っただけのようなやはりインフラ整備っていうのは、これは行政、当然、市だけじゃなくて、国や県にも当然協力していただくことになるんだろうと思うんですけど、本当に小さな絵じゃなくて、大きな絵を描いていただいて、ぜひとも本当に北東アジアに対するゲートウエーというような存在感を示せるようなものにしていただきたいということを期待して、伊木市長の最後の大きな政策ということはないと思いますけども、まだまだ大きな政策していただきたいと思いますけども、ぜひとも頑張りたいと思います。

**○門脇委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、米子市・淀江町新市まちづくり計画総括について、当局からの説明を求めます。  
松本広域行政推進室長。

**○松本総合政策課広域行政推進室長** そうしますと、米子市・淀江町新市まちづくり計画の総括について御報告させていただきます。そうしますと、お手元のほうにレジュメとしまして表題、米子市・淀江町新市まちづくり計画の総括についてと記載があるものを準備をお願いいたします。添付資料としまして資料1から4がついておりますが、お手元にございますでしょうか。

そうしますと、米子市・淀江町新市まちづくり計画の総括でございますが、前回の総務政策委員会、令和2年1月20日に開催したものでございますが、こちらのほうで新市まちづくり計画の総括案について御説明したところでございます。その後、米子市淀江地域審議会の審議を経て、2月19日付でこの審議会から答申をいただいたところでございます。いただいた答申を踏まえまして、新市まちづくり計画の総括を取りまとめましたので報告するものでございます。

そうしますと、資料1をごらんください。まず、米子市・淀江町新市まちづくり計画策定に係る経過について御説明いたします。まず、1番目としまして、米子市淀江地域審議会のほうですが、5回の審議会で審議をいただいたところでございます。そして、令和2年2月19日、答申をいただきまして、資料1の裏面のほうに答申書の写しをつけておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、米子市議会に対する報告でございますが、本日を含めまして3回の委員会報告をさせていただいたところでございます。なお、前回の委員会で総括の概要につきましては説明をさせていただいておりますので、今回は前回の報告から御意見等をいただきまして、内容が変更になった点、こちらについて御説明をさせていただければと思います。

続きまして、資料2をごらんください。資料2が、審議会等でいただきました意見を踏まえまして、対応を一覧にしたものでございます。この一枚物以降につきましては、総括本編のほうから変更した箇所を赤字で修正したものを抜粋したものを載せておりますので、

あわせてごらんいただければと思います。

まず、変更箇所1カ所目ですけれども、12ページのほうなんです、市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり、こちらの取り組み状況のまとめの中で、市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを着実に進めることができましたとまとめておりましたが、このまとめの箇所の中には、行政運営の推進、いわゆる行財政改革の内容も含んでいるため、表現のほうがいかがかというような意見を地域審議会のほうでいただきました。その意見を踏まえまして、市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりという部分は削除したものでございます。

続きまして、16ページでございますが、こちらのほうは町営住宅（建替え）事業がおおむね実施となっているが、建てかえた箇所と建てかえしなかった箇所はどこか、ちょっとわかりづらいという御意見をいただきましたので、表の下のほうに注釈を入れさせていただいたものでございます。

続きまして、3番目の変更箇所としましては、こちら総務政策委員会ですとか淀江町の審議会でも意見がございました淀江地域の現状、課題、今後の方向性、こういったものに係る記述、こういったものが必要ではないかというような意見を多数いただきまして、こちらのほう、反映させまして、31ページになりますが、(5)おわりに、いわゆる総括の部分につきまして、淀江地域の現状に係る下記の記述を追加したものでございます。

最後の変更箇所でございますが、こちら、米子市淀江地域審議会の答申書、附帯意見でいただいた意見でございます。こちら、資料4の7ページになりますが、基本目標、豊かな自然・歴史環境に包まれた魅力あふれる定住のまちづくりの取り組み状況のまとめの中に人口増加地域や過疎化地域に多くの課題が残っている旨の記述を入れることという附帯意見をいただいたところでございます。附帯意見につきましては、この②の箇所に係る部分だけに限定する問題ではなくて、この米子市地域全体に係ることでございますので、こちら31ページ、(5)おわりにの中に審議会のいただいた意見をこちら尊重させていただきまして、下記の記述を追加したものでございます。

なお、おつけしております資料3と資料4につきましては、ただいま説明させていただきました変更点を反映させたものになっておりますので、後で確認していただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から意見を求めます。

国頭委員。

**○国頭委員** 先ほど、最初も言いましたけど、これも淀江の審議会の答申がついておりますけれども、この答申内容に沿って先ほど説明ありましたが、指摘された項目だけではなくて、最後のほうに終わりにということで、その答申内容をつけたということですが、ちょっときれい過ぎる形で書いてあるのかなと思っております。残された課題も多く残っているっていうのも多様化しているという形で書いてありますし、実際のところ、最後の締めくくりとして、どうかなと思っております。いずれにしても、まだまだ淀江のほうには答申もありましたように、多分この言っておられるのは大和の佐陀のほうじゃないかなと思っておりますけど、人口が多くなっておるところもあったり、過疎化になっているところもあったりするっていうことを言われていると思いますが、そういったところを今後、



しっかりと答申の意味を酌み取っていただきながら、行政を進めていっていただきたいと思っております。意見として言わせていただきます。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、次に参ります。

次に、伯耆古代の丘エリア活性化構想について、当局からの説明を求めます。

橋井総合政策部次長。

**○橋井総合政策部次長兼淀江振興課長** そういたしますと、お手元に伯耆古代の丘エリア活性化構想についてというレジュメを御用意いただきたいと思えます。資料といたしまして、資料1、2をつけております。

そうしますと、説明いたします。伯耆古代の丘公園、淀江ゆめ温泉、上淀白鳳の丘展示館、上淀廃寺、向山古墳群、そして妻木晩田遺跡など、史跡、文化観光施設が集積する伯耆古代の丘エリアの活性化策につきまして、町内関係部署との協議を行い、それを鳥取県立むきばんだ史跡公園や米子日吉津商工会などと意見交換をしながら、おおむね5年間のこのエリアのにぎわいづくりに向けた考え方を伯耆古代の丘エリア活性化構想としてまとめましたので御報告いたします。

資料1、概要により説明いたします。まず、伯耆古代の丘エリア施設群の現状と課題についてでございますが、現状につきましては、市が所管します施設は建築から20年前後経過し、老朽化が進行しており、利用者数も減少しております。史跡につきましても、園路などの老朽化が進行している状況でございます。課題といたしましては、施設等の老朽化に伴い、修繕、改修を行い、施設ごとの集客力の向上を図るとともに、新しい顧客層の開拓とリピーターの定着化につながるような施策を実施する必要があると考えております。

次に、伯耆古代の丘エリア施設群の目指すべき姿でございます。まず、このエリアにつきまして、史跡と田園風景の中で非日常的な気分を体験できるエリアとなるような活性化構想についてまとめたものでございます。

エリア内の米子市所管施設の今後の運営のあり方についてでございます。各施設が連携し、かつ施設の役割をより発揮できる運営体制を目指してまいります。

エリア活性化に向けた施策についてでございます。旧淀江町時代からまちづくりのテーマとしてきました水・緑・史跡という魅力の活用をエリア活性化に向けた運営の基本に据え、このエリアで特筆すべき点をキーワードとして示し、活性化に向けた施策についての考え方をまとめました。伯耆古代の丘エリア活性化には、エリア施設内の運営などに深く関与する機関、団体などが協力して、エリア全体としてにぎわいづくりに取り組んでまいります。妻木晩田遺跡との連携を推進する施策についてでございます。コンパクトなエリア内に各時代の重要史跡が数多く存在することから、キーワードを遺跡博物館とし、鳥取県立むきばんだ史跡公園と一緒に魅せるストーリーづくり、ルートづくりに取り組んでまいります。にぎわいを創出するための施策についてでございますが、新しい顧客層の開拓に資することとして、交流をキーワードとして国内外のサイクリング愛好家などが集える場となるように取り組みたいと考えております。また、名水、大山をキーワードとして人気食材を活用した新たなる顧客層の開拓、さらには大山エリアとの連携を探ってまいります。エリア内施設等の再整備の考え方についてでございますが、多くの施設が開設から2

0年余り経過し、老朽化が進んでおります。しかし、各施設ともエリア内のにぎわい創出のために必要な施設であり、再整備をする必要があると考えます。淀江ゆめ温泉は、年次的な改修、更新により施設の長寿命化を図ってまいります。上淀白鳳の丘展示館は淀江地域の歴史発信の施設として、さらなる魅力発信を行うとともに、妻木晩田ボランティアガイドなどとの連携も図ってまいります。伯耆古代の丘公園は、残すもの、改善するものといった区分けを行いながら、再整備に当たっては、特に子ども連れファミリー層を対象に利用が期待できるように整備していくこととします。向山古墳群などの国史跡の整備につきましては、別途、保存活用計画、整備基本計画を策定し、国からの補助金等を活用しながら行います。

最後に、エリア施設群来場者の目標数値についてでございますが、本構想では、それぞれの施設がにぎわいづくりに取り組むほか、エリア内での滞在時間を延ばすために、お互いが連携協力していくこととしております。

資料2、伯耆古代の丘エリア活性化構想10ページに各施設ごとの5年後の目標数値を示しており、それに向かいそれぞれ努力し、エリア全体で令和6年度末の目標値20万人を超えるよう力を合わせていくこととしております。以上で説明を終わります。

**○門脇委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 5ページでございます、妻木晩田遺跡との連携というくだりでございますが、これも私もこれまででいろいろ、本議場なんかでも意見を言わせていただいた一人でございますが、ここの地域というのは本当に物すごい可能性のある、経済発展もできる、観光にも本当に十分対応できるようなすごい可能性のある地域だと信じておりますし、思っております。さっきのよなごベイ・フロントウォーター構想とも同じような形で、米子の中心市街地、ベイフロント、それから淀江の妻木晩田、伯耆古代の丘、または皆生温泉というような3大の観光巨頭みたいなのがそろってる地域だと私は本当に思ってるんです。これまで、例えば県の妻木晩田、県の教育委員会を中心としてやっておる、それから米子市の白鳳の里であったり、伯耆古代の丘、そういった取り組みはそれぞれにやってはいるんですけども、なかなか本当に連携し切っているのかといたら、ちょっと疑問なのかなというふうに思います。

それと、もう一つ言えば、さっきのコーディネーターとプレーヤーの話じゃないですけども、本当に観光を推進していく上では、絶対にここは一体となって、この地域を本当に売っていくんだと。売り先を例えば本当に修学旅行のメッカになっていくとか、そういった大きな視点を持って取り組んでいくべきだと思ってるんです。こういう構想を、活性化構想を頑張ってる淀江の振興本部さんが一生懸命つくられたのも本当によく理解はできるんですけども、ここは何とか売っていきましょよという話を本当に全面的に考えていけば、ある程度本格的な観光の業者参入を求めていくとかやったほうがいいんじゃないでしょうか。そういう考えも一つあっていいんじゃないかなと思ってるんですけど、これ私の意見です。ちょっと所見をいただきたいと思えます。

**○門脇委員長** 橋井総合政策部次長。

**○橋井総合政策部次長兼淀江振興課長** 一体的に売り込んでいったらどうかということ

でございます。これにつきましては、むきばんだ史跡公園さんのほうからも実は、むきばんだ史跡公園さんに当たりましては、結構、関西圏域ですとか、広島とかにPRに行っていってらっしゃるというお話は何っております。実際、昨年度につきましては、大阪のほうからミステリーツアーということで、大型バス5台ぐらい入れかわり立ちかわり来られたというような、それもそういった売り込みの成果があったということで何っております。妻木晩田さんのお話の中でも、米子市さんも一緒になってというようなお話もいただいております。ただ、これまでであっても、そういったような売り込みの中で、一つ米子市の施設としてネックでしたのが、例えば気軽に入れるというようなところが、これまで公園が有料だったというようなこともあって、なかなかそういった面で一緒になれなかった部分はあったんですけども、31年4月から無料化ということになって、同じような土俵に上がったんじゃないかというふうに思っております。こういった機会を捉えながら、むきばんだ史跡公園さんとも一緒になって、伯耆古代の丘エリアというのを一緒になって売っていけるというようなことで、今後にぎわいづくりに向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 最も簡単に言えば、この地域を、本当にここのエリアを売っていくかどうかということと、いやいやそうじゃないと、やっぱり教育的観点でここはしっかりと保存をしながら、地域の将来の子どもたちにもちゃんと見ていただくようにきちんと保存活用しましょう、そういう考えなのか、どっちなのかということでは、どっちもですなんていってよく話があるんですけども、私はこれは売っていくだけのチャンスだと本当に思っているんですが、ちょっとそこら辺は市長、副市長でもいいや、どんなふうに思っていますか。

**○門脇委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 淀江地区の伯耆古代の丘エリアでありますけども、史跡部分、これは妻木晩田もそうでありますし、向山古墳群もそうであります。史跡はしっかりやはり保存していくということが基本になります。基本的にその遺跡を壊して開発していくというのは考えられませんので、これはしっかり保存していくということだと思っております。

一方、その史跡を中心とした地域の歴史、あるいは文化といったものをどう売っていくかという話だと思っております。これは、ぜひ売ってほしいというふうには思うんですけども、今、我々が具体的にじゃあ、できることは何かというふうに考えますと、やはりそれぞれの史跡の魅力、あるいは地域の魅力をベースに、今ある資源としてはこの中にも書いてありますけども、いわゆる淀江ゆめ温泉、白鳳の里、ここが実は私もかかわっておりますけども、民営といいたまいますか、温泉施設は市のものでありまして、指定管理に出してはいるんですけど、それ以外は旧淀江町時代にいわゆる第三セクター的なものとしてつくられた株式会社白鳳の里というところが経営しています。ここをやはりまずはしっかり活性化して、拠点化していこうということが大事だろうと思って、今取り組んでおります。

ただ、正直な話を言いますと、経営的には余り順調だとは言えません。どちらかというと厳しい状況があります。ただ、そういったものをしっかりこういった活性化構想等で、それから伯耆古代の丘公園、この公園自体は史跡に隣接していますけど史跡ではありませんので、ある程度自由な整備が可能であります。そして、無料化して、市で予算もお認め

いただいて、あるいは今回、予算もお諮りしておりますけども、より人が集まりやすい公園に変えていくというようなことをやっております。こういったことでの環境整備をまずやって、にぎわいづくりといたしまししょうか、資源化を図っていくと、人が集まっていく場所にしていくということがまず第一だろうと思っております。

蛇足ですけど、先ほど御報告した米子港というのは、米子港のいわゆる活性化ゾーンというのは、実は県有地でありまして、そして港湾利用は当面もう必要ないと、つまり活用できる土地として将来的にあるものでありますので、ああいう形でプランニングをして、のろしを上げて、まさに先ほど御質問がありました、民営化事業者さんの開発誘導をやっいてこうという流れを今これから始めるということでもあります。

一方、それと同じようなことがじゃあ、今この淀江白鳳の丘ですぐできるかということになると、それはちょっと全然少しステージが違うんだらうと思っておりますし、それをその淀江の地域の方々や淀江地区が望んでいるのかという話になると、それも違うんじゃないかなというふうに正直思います。この辺は今回、淀江振興本部のほうで伯耆古代の丘エリア活性化構想というのをまず取りまとめましたので、これをベースにこの地域のにぎわいづくり、人を集めるということをやっいて、次のステージを考える。一つ、今出ておりますのは、サイクリングという資源、これはあの地域の特性を生かせば、サイクリングコースの起終点の機能を持たすことができるのではないかなというようなこともあつて、そこに関心を示しておられる事業者の方もいらっしやいます。こういったようなこともやりながら、まずは魅力を少し磨いてみるということをやるといっ段階じゃないかなというふうに思っております。以上です。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 今、副市長にるる考えを述べていただいたわけですけども、そうなのかと私はなかなかちょっと思えない。やっぱり本当に、お隣の境港のこと言っちゃあれですけども、観光客が300万人、そういうレベルなわけです。もう全然違うんですね。レベルは何がどう違うかって言ったら、いろいろな原因はあるんでしょうけども、ここでいけば年間、平均が十二、三万人の来場者というような形での報告でもあります。やっぱりこの地域の磨き上げをしっかりとしながら、この地域に本当に来訪していただく方を求めていく姿勢というのをぜひ強く持っていただきたいなど。このエリアは本当にもちろん地元淀江の方がどう思われるかということもあるんでしょうけども、さっきも言ったように弥生文化の古代のロマンの香る、本当にすばらしいエリアだと思っておりますので、私のほうからの要望として、ぜひとも大きな観光的チャンスも捉えながら進めていってほしいということ切に望んでおきたいと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございせんか。

中田委員。

**○中田委員** これを一つのスタートというか、再スタートと言っいていいのかわかりませんが、とりあえず進めていくということがまず肝心だと私も思っています。なかなか縄文から奈良の辺までのイメージを楽しそうにイメージできる人が、例えば我々でも、なかなかぱつとおもしろそうだなというイメージができないと思っいます、恐らく。これは平安以降の具体的な建造物があつたりとか、そういったもののイメージのつくりやすさと違っいて、いいところだらうなと思っいても、なかなか多分楽しそうなイメージ、具体的にソフト展開に

つながるような、コンテンツにつながるようなイメージって、言うはみやすいけど、そんな簡単な話じゃないと思うんですよ。だけど、やはりこの地域が歴史的にさっき副市長も言われたような時代の中での歴史を持った地域だということや、あるいは北東アジアの話がよく出ますけども、前の課題でも、そこで、この地域が随分昔の縄文とか弥生とかの時代のころに既に北東アジアと結んだ地域の拠点的な場所だったっていう歴史は米子港よりも先にあるわけですよ。そういうイメージづくりをやっぱり共有していくっていうか、イメージづくりを一緒にしていくような作業が地道にないと、多分難しい問題ではないかと。どうしても目先というか、短期間での成果を求めるっていうのが我々の仕事の中ではちよくちよくあることなので、そこのところはやっぱり分けて土台づくりというか、醸成していくものの長いスパンでの話と、それから当面の五カ年とかそういった形のものっていうのはある程度分けて考えないと、恐らくだめだろうなど。

その5カ年ぐらいでいいますと、この地域は縄文とかからその時代ぐらいまでのところなんですけど、近隣には例えば平安期から大山寺を中心としたところがすぐ近くにあたりとか、同じ米子市でも淀江港あたりの町屋の部分というのが中世の北前船が入ってくるような、大風のときとかに寄ってきたりとかいうようなことがあって、今でもその文化を持っていますよね。こて板持って踊る人もおられますし、だからそれは結構人気があるじゃないですか。そういったコンテンツが既にあるので、そういったことを生かしながら、当面5カ年のこの磨き上げのことと、さっき言ったような、なかなかみんなが今イメージし切れてない、すばらしいんだろうけども、イメージし切れてないものをどうイメージしていくのかというものはやっぱりある程度落ちついて分けて、積み上げていくということをやっぴやっていたきたいというふうに私は思います。以上です。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 私も一つお願いといいますか、普通の感覚でお願いをしたいと思うんですけど、私も約10年間、淀江で仕事をしていた中で、勤務をしていた中で、いつも残念だなと思っているのは、淀江の町、特にこのエリアあたりで御飯食べるとこないんだよねっていう感じだったんです、いつも食事をするところないよねって。実は、本当は白鳳の里にあったんです。あったんですけど、とても使い勝手が悪くて、今もちょっと副市長おっしゃったみたいに経営が厳しい部分というのは、多分そういうような部分もあるのかなっていうふうに推察するところなんですけれども。この本編のほうを見ていくと、名水、大山っていうキーワードの中で、白鳳の里の中で大変好評であるという名水豆腐っていうふうに書いてくださっていて、確かにそのとおりなんですけれども、ずっと仕事をしていた中で、この名水豆腐があるっていうことはわかっているし、そこで売っているっていうことも知っているけれども、わざわざ買いに行くっていうことが、そういう行動に至らなかったっていうところがあって、それはなぜなのかなっていうと、そこに行って、いつも買えるかもしれないけれども、その当時はおもてなし感覚もなかったし、今はちょっと違うんですけどね、ということもあるし、そこに行って、食べに行くからついでに買って帰りましょうっていう感じのが普通の感覚なのに、結局そこに食べに行きましょうというコンテンツになり得てなかった。やっぱりそこら辺のところをひとつ、誰もが毎日とは言わないけれども、ちょっとしたときに行って、おいしいものを食べて帰りましょうって思えるよ

うなものに磨き上げていただかないと、それは豆腐だけではなくて、例えば淀江港、先ほどもおっしゃいましたけど、サワラとかもあったりとか、ちょっと先の真名井の辺に行くと、競合しちゃうかもしれませんけど、お魚があったりとかするわけですね、ニジマスとかいろんなものが。いろんなことを考えていくと、さまざまなものをつくり上げていくと、すごくいい素材がいっぱいあるのではないかなと思うと、そういうものもいっぱい使っていて、単純に豆腐みたいな感じで一つつくりだすのではなく、これは多分、例として出されているだけだとは思いますが、もうちょっといろんなものもくっつけながら、すごくお得感満載って思えるようなものにつくり上げてもらいたいなと。そういうようになると、見てるだけでも行ってみたいといけんなってというような気持ちになるようなものに、例えばこの活性化構想であったとしても、そう伝わってこないなら、やはり人々は行かないかもしれないなというところがあるので、その辺のところの磨き上げがこれからだと思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

伊木市長。

**○伊木市長** 今の今城委員さんと、それからまた一個前の中田委員さんの御発言、それぞれ私の一つの所見を述べたいと思うんですけども、遺跡で観光がどんどん入ってくる地域って、実は日本にはほぼないと思ってます、これははっきり言うと。奈良時代以降の建物が見えるもの、例えば奈良県奈良市とか、平安以降は京都、こういったところは観光地として、そこから以降は成り立ち始めるんですけども、いわゆる古代遺跡として、例えば佐賀県の吉野ヶ里遺跡ってありますけども、これは私は行ったことないんで、ちょっと聞いた話で大変申しわけないんですが、ここはかなりつくり込んでるんですよ、いわゆる復元をして。それによって、人によっては評価として、もう古代のにおいがしないと、もう新しいテーマパークだという意見もあるんです。それは賛否があるということなんです。じゃあ、そこまでやるかと言われると、ちょっとそこは恐らく妻木晩田さんは考えてないだろうということになります。そうしたときに、どうやって集客とまでいけるかっていうのは、私は至難のわざだと思ってるんですよ。

ただ、岩崎さん言われたように、あるいは中田さんも言われましたけども、あの時代の歴史以降というものがすばらしいということはどうやって知らしめるかっていうのは、非常に大きなテーマです。なぜ知らしめにくいのかっていうのに、御存じですかね、出雲の歴史は神話として歴史上片づけられている話。日本の正当な歴史は、大和から始まるんですよ。これが教科書は、天皇陛下が出てくるのも、いわゆる飛鳥時代ですよ、推古天皇から初めて天皇の名前が出てくる。これは、要するにそれより前の歴史っていうのが、日本のいろんな歴史家の中で神話として片づけられてるんですよ。ここからが我々は始まりだっていうふうに実は関係者に言ってるんですよ。つまり最後、登呂遺跡が出てくるのは静岡ですけども、あれぐらいに歴史の教科書にどんどん出てくるぐらいになるまでに、じゃあどれだけやっぱり我々努力しなきゃいけないのか、そこはやっぱり、佐古先生なんかもういらっしゃいますけど、一緒に努力していこうということを言っているわけですね。

つまり、何が言いたいかという、わかりやすい歴史の深い地域だということ、例えば教科書に載せて全国の皆さんに知っていただくとか、そういうようなこともしなきゃいけないし、そしてストーリーというものを、神話と呼ばれても最初がいいと、あんま

りそこを深掘りするとちょっと大変なんですけども、わかりやすいストーリーもやっぱりつくっていかなくちゃいけない、そういう努力っていうのは、ちょっと全然今までのところ足りてなかったなというふうに思っております。

それで、もう一つの話として、今城さんの話が出てくるんですけども、歴史はちょっと置いといてって言ったら語弊があるかもしれませんが、ふだんから気軽に行ける地域にどれだけできるかが勝負ですよって、僕は事務方に言ってるんですよ。これは、伯耆古代の丘公園の今回のバーベキューの話もそうですけども、じゃぶじゃぶ池っていうのはやっぱり企画として、イベントとして組まないと、なかなか続かないエリアなので、人が勝手に来て遊べるエリアにするためには、そういうちょっと土木工事も入れて、人が集いやすいしつらえをしていかなくちゃいけないだろうってことで、今進めさせていただいています。そして、白鳳の里についても、ちょっとやっぱりわざに行く、よいしょと言って行くような場所に今なってますから、これをふらっと行ける場所にするには、食事なんかももっと軽くテイクアウトできるような、お豆腐も何かもしかしたらテイクアウトできるような、軽く行ける地域にいかに変えていけるかなっていうのが勝負ですし、そしてサイクリングは全然現代的なコンセプトなんだけれども、サイクリングの理由でもいいから、とにかくこの地域に来てもらって、実はこの地域って歴史の深いエリアなんだよっていうことが後でわかってもいいじゃないと、そういう、その順番はちょっと入れかわったとしても、やがてこの地域が本当に歴史の深いエリアでわかりやすいストーリーがあるんだっていうことを知っていただくための努力として、今回こういうものから始めてみましょうということでもちょっと御理解をいただくとよいのかなと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** ちょっと気になってることがあるもんですから一言。2年半ぐらい前に、伯耆古代の丘公園に入ったことがあって、つい半年ぐらい前に妻木晩田のほうにも行ったんです。妻木晩田のほうは、足元に芝生がきれいに手入れされたふかふかの緩い斜面を歩くので、ちょうど同行者みんな結構な年齢で、私が若いぐらいでしたけど、みんな本当に楽しそうに歩いてました。伯耆古代の丘のほうは、丘ですから傾斜がきついので、大変深い段々になってます。石段ではない、多分ちょっと木の柵のあるような段々だったと思うんですが、それがとっても大変で、一緒に行った人はちょっと足が弱かったもので、すぐにもう歩くのを諦めちゃったんです。何が言いたいかというと、子ども連れの人に史跡に、歴史に親しんでほしいというのはとてもわかるんですけど、でも結構年寄りっていうかな、年齢を経たほうがこういう歴史的なところとか史跡は親しむという気持ちがあるんじゃないかと。だとすると、そういう人たちが動けるような、本当にバリアフリーを考えたようなことにならないかなとずっと思っていましたんで、一言そういうふうな配慮も公園の整備の中に要るんじゃないかなというふうに思うので、言っておきたいと思いました。以上です。

**○門脇委員長** 橋井総合政策部次長。

**○橋井総合政策部次長兼淀江振興課長** 先ほど石橋委員が言われたのは、恐らく伯耆古代の丘公園に入る手前の向山という山のお話じゃないかなと思いました。実は、あの山なんですけども国史跡になっておりまして、これは伯耆古代の丘公園つくるときにもいろいろ

議論があったというふうに聞いております。国史跡のために、本来ならば、あそこでも山でも削ってフラットにして、駐車場からすぐ入れるようにということも考えたんですけど、国史跡の関係で山を削るわけにならないということで、階段を上っていただくような感じになっております。ただ、向山につきましても、遊歩道をつくりまして、あそこはかなり石室が見られるような古墳がございますので、そこは周遊できるような感じで整備しております。今、おっしゃられた御高齢の方ですとか、そういったような方につきましては、管理棟のすぐ近くに駐車場何台かございますので、そちらのほうに御案内するようになっているところがございます。それと、園内も確かに園路のほう、古くなった部分がございますので、それも順次フラットになるような形で、溝ぶたとか、歩きやすいような形で整備していくように考えておるところでございます。以上です。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** ゆめ温泉のほうから入ったんですね、そしたら、なかなか大変だったというのがあって、せっかく隣り合った施設の中で行き来するのが不便だなというふうに感じましたので言いました。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 施設整備に関する方針ということで、じゃぶじゃぶ池はバーベキューのような、じゃぶじゃぶ池は今年度で変えられます、埋め立てするような話ですね。それから、弥生村の高床を撤去するような話は、教育委員会に平木さんがおられたころ、それでも私も7年ぐらい前でしたかね、そのぐらい前から聞いている話があります。だから、進まないんですね、ずっと、進んでないんですよ。そんな構想はあるんですけど、今まで淀江については予算がついてこなかったというのが、それが現状なので、市長が言われた、今までの反省というか、取り組みがなかったというのは、今後改善していただきたいと思うところであります。

それで、古代の丘公園ですか、今回、本当に大きな予算、桁が違う、今まで100万も淀江はつかなかった予算が3,000万ぐらいついていたのでびっくりしてたんですけど、これを機に、整備等して行って、本格的に変えて行っていただきたい。ただ、ここを改修されて、計画では毎年この古代の丘公園にしても4,000人、毎年ふやしていかれるという計画であります。本当にそうなるのか。そのためには大分努力も必要じゃないかなと思っております、20万人ということですね。

それと、去年かな、その中心となるゆめ温泉も改修されたんですけど、これも微々たるものだったので、2カ月ぐらいストップしていました。安来の私の知り合いの市議員さんがよく入りにこられるんで、ただもう本当に微々たる改修だったので、後でどこが変わったんだと言われました。私も週1ぐらいで利用させていただくんで、マニアック的には本当に少ない改修でした。だから、白鳳が経営が大変というのはよくよくわかっております。わかっておるんですが、副市長言われた民営化の検討というものを、今ちょうど西部広域で、うなばら荘等も期限を切ってやっておりますが、こういった民営化の考えもあるのならば、ある程度のスケジュール感を持って、私は取り組んでいただけたらなど、そうすると目に見えるんじゃないかなと思っております。そういうものはなかなか見えない、この計画、目標はあるんですが、それを達成するスケジュール感というのがちょっと見え



ないんじゃないかなと思っておりますので、今後、しっかりとその点はスケジュールを組まれて、やっていただくようにしていただきたいなと思っております。意見として。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○門脇委員長** それでは、ないようですので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、委員の皆さんにお諮りしますが、次の地域自治組織と公民館の今後のあり方について、これの担当部局以外の当局の皆さんについては、御退席いただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○門脇委員長** じゃあ、そのようにさせていただきます。

（「委員長、あと何ぼ残っていますか。やってしまいませんか、だけど、どうなんですか。いや、提案ですよ。」と尾沢委員）

**○門脇委員長** 委員の皆さん、どうでしょうか、このまま引き続いてでも大丈夫でしょうか。暫時休憩いたしましょうか。

（「当局はどうせ入れかえるんでしょう。」と中田委員）

（「ああ、入れかえか。」と尾沢委員）

**○門脇委員長** じゃあ、暫時休憩いたします。

**午後 3 時 2 1 分 休憩**

**午後 3 時 3 3 分 再開**

**○門脇委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

次に、地域自治組織と公民館の今後のあり方について、当局からの説明を求めます。

奥田総合政策部次長。

**○奥田総合政策部次長兼地域振興課長** 地域自治組織と公民館の今後のあり方につきましてという資料をお配りしております。ごらんいただきますようお願いいたします。それでは、御報告させていただきます。地域自治組織と公民館の今後のあり方につきましては、平成 30 年度から地域振興課と生涯学習課が公民館を共管する形になりまして、今後の方向性につきまして、自治会の関係者、それから公民館の関係者、地域にかかわります市役所の関係部局と協議を進めてまいりましたが、一定の方向性をまとめましたので、本日御報告させていただきます。

まず、自治会でございますけども、自治会のほうは現在、役員の方の高齢化が進みまして、担い手が不足しております。加入率のほうも低下が懸念されております。が、防犯協議会とか、環境をよくする会、こういった地域の組織に委員を選出いただきまして、それぞれ地域活動を実践いただいております。これは、本市にとりまして、施策を推進するに当たりましての大きな地域の原動力になっているというふうと考えております。しかしながら、各種団体の事業内容や補助金の使い道は限定されておまして、新たな地域課題にはなかなか対応がし切れていない部分がございます。

一方では、自分たちの町は自分たちの手でといった市民自治の意識を持って、新たな地域課題に取り組んでおられる地域や分野もございます。また、公民館につきましては、社会教育施設でありまして、生涯学習の場ではございますが、本市におきましては、地域の支所的な位置づけで設置された歴史的経緯がございまして、自治会を初めとする地域の各種団体とのつながりは非常に密接なものがあります。これは全国的にもまれなケースであ

ると考えております。しかしながら、地域のそれぞれの団体とのつながり方や、地域との距離感はそれぞれの歴史的経緯や、地域の特性によりまして29通りございます。それぞれの地域の特性を生かしながら、柔軟に方向性を導き出していく必要があるというふうに考えております。

そこで、地域自治会、公民館の歴史的経緯や現状の優位性を踏まえまして、自分たちの町は自分たちでという主体的な地域活動を、将来にわたって持続可能に進めるために公民館を拠点とした地域のまちづくりを推進するというをまちづくりビジョンにも掲げております。それぞれの地域特性を生かしながら、既存の仕組みをベースにしまして、新たな地域課題に対応できる仕組みをつくり上げる必要があると考えております。資料の2ページ目の下段部分でございます。3といたしまして、今後の市の基本的な考え方としまして5点にまとめました。

まず1点目ですけれども、まちづくりの拠点としての公民館の機能の強化。これは公民館の業務として、社会教育事業はもとより、まちづくりを規則などで明文化しまして、地域における公民館の位置づけを明確にするものでございます。また、まちづくり活動の事務局機能を担えるような体制整備を図ってまいります。

2つ目ですけれども、まちづくりのための協議の場の設置としております。これは、さまざまな地域課題や新たな地域課題に対しまして、対応できる地域の皆さんが課題解決に向けて議論できる場を持つことによりまして、自分たちの町は自分たちの手でという主体的な取り組みを促すものでございます。資料の5ページのほうに図でお示ししておりますが、これは一つのモデルケースでございまして、それぞれの地域の実情に応じて協議の仕組みづくりを考えてまいります。

3つ目ですけれども、自治会の加入率低下及び担い手の不足への対応としておりますが、これは本市にとって、自治会の加入率の低下や地域の担い手の人材不足は、公民館を拠点とする地域のまちづくりを進める上では重大な課題であるということ認識しております。そして、自治会からの役員選出の負担軽減を図るための各種団体の整理、見直しを行うことによりまして、次世代の担い手としまして、また自治会加入を促す取り組みとしまして、若年層からの担い手育成を地域の各種事業に通して行うものであります。

4つ目ですけれども、自治会等に依頼する市業務の見直しと地域の相談窓口の明確化というふうにしていますが、これは地域に係る市役所の各部局から、自治会等に依頼しております業務の内容とか補助金などのあり方を検証しまして、整理、見直しを図り、地域へのお願いや市役所への相談窓口を整理することによりまして、自治会長さんや地域の役員さん、また公民館職員さんの負担軽減を図るものであります。

最後、5つ目ですけれども、地域の人材育成、自立を促すまちづくりの調整役の配置としてありますが、これは地域のまちづくりをそれぞれの地域の歴史や課題特性を踏まえて、担い手育成や地域の主体性を促す人的支援としまして、まずは市役所内に地域担当職員を配置しまして、地域のまちづくりの推進に向けまして、地域の人材発掘やまちづくりの進め方に対する助言などの支援を行い、将来的には地域のまちづくりの調整役となる人員を配置することも視野に入れております。今後はこれらの基本的な考え方をベースにしまして、地域の特性を踏まえた上で、事業の整理、見直しをそれぞれに図りながら、地域のまちづくりを進めていきたいと考えております。説明は以上であります。

○**門協委員長** 当局からの説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

尾沢委員。

○**尾沢委員** 公民館を拠点とした地域のまちづくりという表が最後の5ページ目にあります。私、この表を見てちょっと抵抗を感じておりました、この図を上下逆にすると、非常にいいような感じがしてくるんですよ。これ、私だけかもしれません。市役所がまず上にあって、その下にまちづくり協議会があって、公民館があって、いろんな活動があって、そして自治会が一番下にあるっていう図より、逆のほうがずっとなんか生き生きと動きそうな気が私しますが、どんなもんですかね。当局からお答えをいただけたらおもしろいなと思いますが、どうでしょう。

○**門協委員長** 奥田総合政策部次長。

○**奥田総合政策部次長兼地域振興課長** 今、御指摘いただきました。気持ちとしましては、自治会、地域を主というふうに考えております。今回、まとめておりますけども、本当に地域の実情が疲弊してきております。これが10年、20年先に、今の役員さん方の次の世代の方々が本当に動いていただけるのかどうか、そのあたりも含めまして、本来であれば、この地域のほうを上にとという意味合いでは思っておりますので、図を改めます。ありがとうございます。

○**門協委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** 2番のまちづくりのための協議の場という協議会の設置ということなんですけど、これはまだできてないでしょうから、今後、連合自治会等、説明に行かれると思いますけども。これの設置に当たっては、市役所の担当職員を設置されるということなんですけども、職員さんが各地区に行かれて、もう自発的に設置してくださいということですか。職員さんも交えながらつくっていくということですか、協議会というものは。

○**門協委員長** 国頭委員、3ページの(2)のところですか。

○**国頭委員** 3ページの2ですね、済みません。

○**門協委員長** わかりました。

奥田総合政策部次長。

○**奥田総合政策部次長兼地域振興課長** 市役所の職員が地域のほうに出向きまして、アドバイスをしながらつくってまいりますけど、新たな組織をつくるというイメージは持っていません。既存の組織を継承しながら、地域の中で地域の課題に対応できるような組織、例えば自治連合会であったり、公民館運営協議会であったり、地区社協であったり、そういった組織をどうまとめていくかというところを市の職員と一緒に考えていきます。

○**門協委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** なので、ずっと職員さんがもう回っていかれるということでいいんでしょうか。それは1年ぐらいかけて全ての地区を回っていかれるということですかね。そのあたりはわかりますか。

○**門協委員長** 八幡総合政策部長。

○**八幡総合政策部長** このまちづくりのための協議の場の設置についてですけども、実は、地域によっては、既に公民館の運営委員会で現にそういうまちづくりをされていらっしゃる

る場所もあれば、公民館の運営委員会以外で自治会長会あたりで、そういういろんな課題を話をしておられる、さまざまな形があると思います。私どもがここに書いておりますのは、そういう既存の部分について、新たな課題というのがいろいろこれから出てきますから、特に地域福祉の関係でいうと、そういう課題が出てきますから、そういうものも含めて、地域の皆さんと一緒に一つの形をつくっていったらなということで考えているというところがございます。ですから、できているところについて、今さら云々ということじゃなくて、できないところにはお手伝いをさせていただく。あくまでも地域主導で、そういうような働きかけをさせていただきたいということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

**○門脇委員長** そのほかございませんか。

今城委員。

**○今城委員** おおむねこのあり方ってということで、新しいというか、今まであったものを使いながら、新しい発想、新しい形にっていう過渡期になるところなので、我々も今まで見たことのない公民館の形であったりとか、運営の仕方だったりっていうことがきっと起こってきて、さまざまな賛否がある中で進めていかないといけないことだっていうふうに思っているところなんですけれども、私、一つ、この1ページ目の参考っていうところに、30年度に実施した公民館事務量調査っていうのをしてくださっている中で、社会教育とその他業務の比率が4対6なんだっていうふうに報告をいただいているところなんですけど、となると、私は今の段階ではこの形でやっぱり過渡期だし、今の市が抱えている、また地域が抱えているさまざまな課題を前に進めていくために必要な施策であり、必要な動き方っていうのはこれでいいと思っているんですけれども、将来的にこれを続けていくさなかにおいて、どう考えても公民館っていう社会教育の場であるっていう、法的にも位置づけされている公民館っていうものが、もしかすると今後、足かせという言い方おかしいんですけども、なってくる可能性もあるかなって、ちょっと考えるところなんです。そうになると、そもそも公民館っていう名前そのものも、むしろ違うネーミングにするほうが合ってくるかもしれないし、その辺とかも含んだ上でこれからやっていく中で、やっぱり一番大事なのは、昔みたいに社会教育の場ですっていう位置づけというよりも、地域がどれだけ持続可能な形になり、共生できる、またみんなで支え合っている、その中核になるんだよっていう形であれば、それが公民館という名前で社会教育っていう足かせを課せられるというようなものよりは、もっと違う形にきっと昇華していかざるを得ないこともあるのではないかなというふうに思っているんで、その過程の中でそういうことが起これば、部局として生涯学習の部分をなくすっていうわけではないので、そこはきっちりするけれども、まちづくりとか、人づくりとかっていうところにシフトしていくのがむしろこの役割であるというふうになれば、それに即した組織体だとか名前だとかに変わっていくのも私はありなのではないかなというふうに思っていますので。これは、このことについてはなくて、例えば、総合計画の中でもいろんな形で見直しが行われているところとも整合性があることだろうとは思いますが、そういう考え方もありなのかなというふうに、尼崎もそういうふうにならなくて、公民館という名前をやめられたんですっていうところ、この間もお話ししたと思うんですけど、必然としてそういうふうな、誘導としてではなくて、必然としてそこがっていうことになれば、やっぱりそれもありなのでは

ないかなということ、いっぱい言いましたけど、申しておきたいということですのでよろしくお願い致します。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 3ページ目の4に自治会等へ依頼する市業務について、関係各課において見直しを行うほか、地域からの相談等を受ける市の窓口を明確化すると書いてあります。見直しをするというのは、どういうふうにするのかなと思うんですが、めくって4ページ目に参考ということで、自治会が担っている業務っていうのが3つ目の丸で、以下ずっとあるんですけど、結構いろんなことを自治会が担っています。自治会長は本当にお忙しいし、なかなか手もないのは、忙しい思いをして必死でやっても、どんなふうにしても、あちからこちからいろんなふうで、意見と言えばいいんだけど、苦情も上がってくるし大変なんだよという声をよく聞いております。この辺の担っている業務を見直して、もっと動きやすくするというのでしょうか。

**○門脇委員長** 奥田総合政策部次長。

**○奥田総合政策部次長兼地域振興課長** 見直しと書いていますのは、今御指摘いただきましたように、それぞれの役員さんが実際に地域のほうでされています事業、何のためにそれをやっているのか、目的意識、またその成果というものをいま一度検証し直して、このためにやるんだということを明確に役員さんに伝えることによって、その成果もさらに進むと思っております。正直に申し上げまして、今、市の各担当課のほうと協議してはいますが、長年やっておりますので、なかなかそれが伝わり切れてない部分があります。その再度見直しを今、行っていこうということでございます。

**○門脇委員長** そのほかございませんか。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 私のほうからは、最終ページのまちづくりのイメージ図のことと、あわせて、さっき国頭さんも言われたところなんですけども、協議の場の設置ということが、どうしても、図を見ても、新たにこれつくっていかなきゃいけないのというふうに捉えられがちだと思いますし、今後、また新たに各公民館に回って説明されるときに、物すごい、これまで以上に人がなかなか出せんで困るとるのに、また何かつくるのかと必ず出てくると思うので、書き方をぜひ訂正してほしいと思います。現に運営協議会なり運営委員会なりがそれぞれ機能してまちづくりのために一生懸命やっているところもあります。それは、各種団体がもうしっかりと手に手をとって、我が町のためにと頑張っているところもあるので、それらがありますよとした上で、もしかしたらその中の分科会的なものをこういう形で協議会つくって、もうちょっと発展的にやったらいいんじゃないのというような書き方のほうがわかりやすいなと思うし、違和感がないと思います。これがちょっと要望で一点。

それと、ちょっと本当に細かい話で申しわけないんですが確認です。公民館主事さんがこの新年度から定年制が変わったっていうようなことをちょっと仄聞いたんですけど、それはどうなっているんですか。

**○門脇委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** これは、国の制度におきまして非常勤職員制度が会計年度任用職員制度に変わることに伴いまして、そもそもの制度が定年のない制度でございますので、そ

れに合わせて公民館職員の定年を撤廃したものでございます。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 定年制というのがなくなったということでお話をちょっと聞いたもので、そうなんだねと。あと、それに伴いいろいろ、主事さん、主任さんなんかの異動の考え方、何か変更点があればと思うんですが、ちょっと教えてください。

**○門脇委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 異動につきましては、これまでも通勤距離とかそれから各公民館の各職員の勤務年数等々を勘案しながら、バランスのよい配置をしているところでございます。定年制の撤廃に伴いまして、一番考えなくてはならないのは、その職に対する能力があるのかどうかということ。ここの評価をきちんとしていかないといけないなというのがこれから先、変えていかないといけない課題だと認識しておりまして、そのようなところ、きちんと勤務評価をできるような体制をとりながら、適正な配置に努めるように、今、準備を進めているところでございます。

**○門脇委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** これは、確かにいろんな意見はあるとは思いますが、やっぱりまちづくりをさらに進めていくためには、結構、主任さん、主事さんの力って絶対必要になってきます。その地域に本当に溶け込んで頑張っていただいているというのが実態だと思います。中にはちょっとそぐわん人もいらっしゃるかもしれんけども、そこら辺はぜひ弾力的に考えていただきたいなと思います。

それと、これは適切な発言ではないかもしれませんが要望として、結構少なくない要望があると思うんです。それは何かといたら、公民館の中での飲食。例えば、総会の後とか、例えば運動会の後、飲食っていうようなことをもう半ばやっているところもあれば、いやいや、これもやっぱり生涯学習の拠点であるから、それはだめよという、かたくなにやってないところもあるというように聞いております。そこら辺は、今後まちづくりを進めるに当たっては、これもやはり弾力的に考えていかなきゃいかんじゃないかなと、私は実は思ってるんですけど、どうでしょうか。

**○門脇委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 公民館の中での飲食につきましては、今でも公民館の中で弾力的に運用していただくように指示をしているところでございます。ただ、地域性といいますか、例えば公民館の区域が広くて、ほとんどの方が車で集まっておられるところにお酒の提供をするとかそういったことは配慮をするようにとか、そういったようなところでの配慮っていうのはしているところですけども、飲食については弾力的に運用しているものと思っております。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

中田委員。

**○中田委員** 先ほどの最初の説明のときに、役員の固定化とか高齢化とかっていうのも書いてありますし、今後もやっていく上で、3ページの3番でしたでしょうか、若年層っていう話もありました。一方で、これから私、高齢者というか、65歳以上の方でも働く人がふえてくると、日中の時間帯を使える方って、ますます高齢者がふえていく割には自由がきく人って少なくなってくるような気がしてまして、そうすると、最後のこの4ペ

ージのところの今いろいろ自治会なんかがやっているような役割のところは、本当に最後のモデルケースの図じゃないですけど、うまいこと収れんさせていかないと、それはどっちの、要は、いろんなことを依頼がかかってくる相手側の問題もあるでしょうし、受け手の問題というか、自治会や公民館の側の問題も、体制の再整備の仕方といいますか、あるでしょうし、結構複雑なものを収れんさせていく作業だと思うんですね。だけど、本当にやっつけていかないと、多分絵に描いた餅になってしまうのではないかと思ってますんで、そのためにもやっぱり自治会が今担っている業務で書き上げてきたことの部分については、本当にちょっと整理しながら、本当にそこがしなきゃいけないことなのかどうなのかも含めて、お願いしたいということが一つです。

それから、生涯学習課長さんを前にして言うのは適切かどうかわかりませんが、私はそもそも社会教育の本来的な姿からいけば、今日的な公民館でやっているような生涯学習の中で、社会教育として行政が働きかけるべきことっていうのは、非常に限定的なことだと思ってるんですよ。ほとんどのことが、言ってみればカルチャークラブ的なことなので、これはそれぞれの市民、住民の自主的なことではないかと私は思っています、場所として、箱物というか会場として現公民館が使われることは何ら問題ないと思うんですけども、生涯学習の概念が、カルチャーセンター化した状態の中での施設っていう概念はもう私は古いとはっきり思っているんですよ。だから、社会教育としてぜひ市民、住民に理解しておいてほしい、知っておいてほしいようなことに特化していくような形に、やっぱり行政も社会教育のジャンルっていうのは変わっていくべきだと思うんですけど、いかがですか。

**○門協委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 委員のおっしゃるとおりだと思っております。社会教育を行政が携わる意味といいますのは、やはりカルチャーセンターでは取り組まれない内容をしていくことだと思っておりますので、今後もそういった視点を持って事業を実施していくことにしております。

**○門協委員長** 中田委員。

**○中田委員** 今の最初に言った収れんの仕方といいますか、見直しのことと、それから生涯学習課が担うべき社会教育の部分については、ぜひ取り組みを進めていただくように要望しておきたいと思います。

**○門協委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** 済みません、3ページの5番です。まちづくりの調整役の配置ということで、将来的には各地区へのまちづくりの調整役の配置について検討するということなんですけど、これは公民館職員さんとはまるっきり別ですよ。そのあたりについて。

**○門協委員長** 奥田総合政策部次長。

**○奥田総合政策部次長兼地域振興課長** まちづくりの調整役という方の配置を公民館職員でというお問い合わせですけども、これにつきましては、まだ明確には協議は進めておりません。イメージの中で、職員さんというわけじゃなくて、あくまでも市の職員といいますか、行政側のほうから地域のほうに出向いていくっていうイメージで思っています。

**○門協委員長** 八幡総合政策部長。

**○八幡総合政策部長** 済みません、少し補足いたしますけども、今回のこのまちづくりの

調整役につきましては、答弁で申し上げましたけども、これは地域振興課のほうに、いわゆる地域福祉の推進もあわせたような形での配置というのを考えております。そこで、将来的にはという部分につきましては、これは当然、今の、来年度から設置させていただくわけですが、その進捗状況を見ながら、あとは地域の実態というのをもう少し掘り下げた段階でまた考えていく、当然そういう感じになるのかなというふうに思っておるところでございます。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

石橋委員。

○石橋委員 この表ですけど、横にしたらどうですか。縦にするからどっちが上だっていう話になるんで、ちょっと発想を変えたほうがということで。

○門脇委員長 要望でいいですか。

○石橋委員 要望で。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○門脇委員長 それでは、ないようですので、以上で総務政策委員会を閉会いたします。

午後4時02分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長

|     |    |
|-----|----|
| 事務局 |    |
| 局長  | 主査 |
|     |    |